

令和4年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(11月25日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する 条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1
2 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の 懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	3
3 附属機関の設置に関する条例 新旧対照表	4
4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	5
5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に 関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	46
6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	116
7 職員の定年等に関する条例 新旧対照表	117
8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の 処遇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	126
9 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	128
10 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表	133
11 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例 新旧対照表	134
12 収入証紙に関する条例 新旧対照表	135
13 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	136
14 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する 条例関連の新旧対照表	143

1 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する
 条例関連の新旧対照表

職員の分限に関する条例（昭和26年神奈川県条例第53号）新旧対照表
 （第1条関係）

改 正	現 行
第1条～第2条（略） （降任、免職、休職及び降給の手續） 第3条（略） 2（略） 3 <u>前項の規定にかかわらず、法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任は、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が当該職員にその旨を通知して行わなければならない。</u>	第1条～第2条（略） （降任、免職、休職及び降給の手續） 第3条（略） 2（略） （新規）
第4条～第7条（略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （給料の特例による降給） 2 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）附則第7項、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項又はこれらの規定に相当する規則若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程の規定の適用を受ける職員（以下「給料の特例を受ける職員」という。）に係る第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは「並びに給料の特例による降給（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）附則第7項、学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項又はこれらの規定に相当する規則若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程の規定の適用を受け、これらの規定に規定する給料月額を受けることをいう。）とする」とする。</u>	第4条～第7条（略） 附 則 （新規） この条例は、公布の日から施行する。 （新規）
3 <u>第3条第2項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第2条第1項に規定する給料の特例による降給（以下「給料の特例による降給」という。）については、適用しない。この場合において、給料の特例による降給は、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が当該給料の特例を受ける職員にその旨を通知して行わなければならない。</u>	（新規）

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和31年神奈川県条例第35号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第2条（略） （降任、免職、休職及び降給の手續） 第3条（略） 2（略） 3 <u>前項の規定にかかわらず、任命権者は、県費負担教職員を、法第28条の2第1項本文の規定により他の職へ降任するときは、神奈川県教育委員会規則の定めるところにより、当該県費負担教職員に、その旨を通知して行わなければならない。</u>	第1条～第2条（略） （降任、免職、休職及び降給の手續） 第3条（略） 2（略） （新規）
第4条～第7条（略） 附 則 （施行期日） 1（略） （職員の方限に関する条例の一部改正） 2（略） （給料の特例による降給） 3 <u>学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項の規定の適用を受ける職員（以下「給料の特例を受ける県費負担教職員」という。）に係る第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは「並びに給料の特例による降給（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項の規定の適用を受け、同項に規定する給料月額を受けることをいう。）とする」とする。</u>	第4条～第7条（略） 附 則 （新規） 1（略） （新規） 2（略） （新規）
4 <u>第3条第2項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第2条第1項に規定する給料の特例による降給（以下「給料の特例による降給」という。）については、適用しない。この場合において、任命権者は、給料の特例による降給をするときは、神奈川県教育委員会規則の定めるところにより、当該給料の特例を受ける県費負担教職員に、その旨を通知して行わなければならない。</u>	（新規）

3 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改正				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	(略)
	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第 号）の定めるところにより実施機関又は県の機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内		神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
	(削除)			神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。		5人以内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正	現 行
<p>(1) <u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(3) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの</u></p> <p>(4) <u>その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p>	<p><u>合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(<u>整理退職</u> _____ 等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>定数の減少、組織の改廃、予算の減少、勤務公署の移転等の場合において任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき勸奨を受け、若しくはその意に反して退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p>

改 正	現 行
<p>(1) <u>25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u></p> <p>(3) <u>定数の減少、組織の改廃、予算の減少、勤務公署の移転等の場合において任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき勸奨を受けて退職した者</u></p> <p>(4) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p>(5) <u>25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(6) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの</u></p> <p>(7) <u>25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの</u></p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の2 退職した者（<u>警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任</u></p>	<p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>（新規）</p> <p>（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の2 退職した者</p>

改 正	現 行												
<p>命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、給料月額が減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者</p> <p>_____のうち、定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第2条に規定する定年退職日をいう。）から6月前までに退職した者（定年に達した日後に退職した者を除く。）で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)</p> <p>第5条の3の2 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)	<p>_____の基礎在職期間中に、給料月額が減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に_____規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第2条に規定する定年退職日をいう。）から6月前までに退職した者（定年に達した日後に退職した者を除く。）で、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	(略)	(略)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
(略)	(略)	(略)											
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
(略)	(略)	(略)											

改 正	現 行
<p> <u>条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されること」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2に規定する俸給月額の減額改定」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。</u> </p> <p> 第5条の4・第6条（略） </p> <p> 第6条の2 第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。 </p> <p> (1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。次号において同じ。）に60を乗じて得た額 </p>	<p> 第5条の4・第6条（略） </p> <p> 第6条の2 第5条の2第1項 _____ _____の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ _____ _____に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。 </p> <p> (1) 60以上 特定減額前給料月額 _____ _____ _____ _____に60を乗じて得た額 </p>

改 正			現 行		
(2) (略)			(2) (略)		
第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第6条の2	第5条の2第1項 (略) 同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項 (略) 第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の	第6条の2	第5条の2第1項の (略) 同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の (略) 同条 _____ の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み替えて準用する3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額 (同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額 (同う。))。以下この号及び条の規定に及び次号において同より読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。))	特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み替えて準用する3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額 (同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額 (同う。))。以下この号及び条の規定に及び次号において同より読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。))	第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び _____ 特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第6条の4 (略) (一般の退職手当の額に係る特例)			第6条の4 (略) (一般の退職手当の額に係る特例)		
第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給			第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給		

改 正	現 行
<p>月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の5、第5条、第5条の2（<u>第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。</u>）及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第13条 (略)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 任命権者が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の5、第5条、第5条の2 _____ 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第13条 (略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u> _____」という。）を受けたとき。</p> <p>(3) 任命権者が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u> _____ の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>2～6 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 任命権者が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 任命権者が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当</p>

改 正	現 行
<p>該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6～8 (略)</p>
<p>第18条～第20条 (略)</p>	<p>第18条～第20条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 神奈川県職員退職手当に関する暫定条例（昭和24年8月神奈川県条例第47号_____）は、廃止する。</p>	<p>2 神奈川県職員退職手当に関する暫定条例（昭和24年8月神奈川県条例第47号。以下暫定条例という。）は、廃止する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3 <u>昭和28年12月31日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>4 <u>昭和28年12月31日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、昭和29年1月1日以後引き続き職員となつた者の昭和28年12月31日以前における勤続期間については、人事委員会規則で定めるものを除く外、なお従前の例による。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>5 <u>昭和28年12月31日に現に吏員又はこれに相当する職員として在職する者が同日後第4条第1項及び第5条第1項に規定する事由以外</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>の事由に因り退職した場合において、その者につき暫定条例第4条及び同条例附則第2項の規定を適用して計算した退職手当の額が、第3条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>6 前項の場合における職員の勤続期間は、昭和28年12月31日以前における勤続期間については、附則第4項又は同項及び次項の規定により、昭和29年1月1日以後における勤続期間については、第7条又は同条及び第7条の5第1項若しくは附則第8項の規定による。</u></p>
(削除)	<p><u>7 昭和28年12月31日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、昭和29年1月1日以後引き続いて職員となつた者の在職期間に引き続く旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第1条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第4項の規定にかかわらず、その者の勤続期間として通算するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>8 昭和20年8月15日において外地の官署に所属する者であつた者、同日において外国政府に使用される者であつた者（職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて当該使用される者となつた者に限る。）その他の人事委員会規則で定める者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和29年1月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたもの又は同年1月1日以後において本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものの勤続期間（附則第4項に規定する勤続期間に該当するものを除く。）については、人事委員会規則で別段の定めをすることができる。</u></p>
(削除)	<p><u>9 昭和28年12月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は前項に規定する者のうち、先に職員又は職員</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>以外の地方公務員等として在職した後退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けて人事委員会規則で定める退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがある者で人事委員会規則で定める要件をみたすものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の5から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下「条例第49号」という。）第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第7条の5第2項の規定（以下次項において「旧規定」という。）に準じて人事委員会規則で定めるところにより計算した額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>10 警察法（昭和29年法律第162号。同法附則第1項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）施行の際、国家地方警察の職員又は自治体警察の職員から引き続いて職員となつた者又は同法施行後1年を経過した際、横浜市警察の職員から引き続いて職員となつた者のうち、昭和23年3月8日から同法施行の日の前日までの間において、国家地方警察の職員又は自治体警察の職員から、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて、引き続いて国家地方警察の職員又は自治体警察の職員となつた者の当該給与の計算の基礎となつた在職期間は、第7条第5項ただし書及び附則第4項の規定にかかわらず、その者の職員としての在職期間に含まれるものとする。この場合において、一般の退職手当の額は、第2条の5から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、旧規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより計算した額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>11 この条例の適用を受ける職員であつて、昭和20年9月2日以後、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、かつ、本邦に帰還していないもの（自己の意志により帰還しないものと認められる者及び昭和20年9月2日以後において本邦にあつた者</u></p>

改 正	現 行
	<p><u>を除く。)</u>が恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和29年1月1日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、人事委員会規則の定めるところにより第4条の規定による退職手当(その退職の日が昭和28年12月31日以前の日であるときは、附則第3項の規定により従前の例によることとされる暫定条例第4条及び同条例附則第2項の規定による退職手当)を支給する。</p>
(削除)	<p>12 <u>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号。以下「沖縄復帰特別措置法」という。)</u>の施行の日の前日において、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和28年法律第156号)第2条第3項に規定する琉球諸島民政府職員(以下「琉球諸島民政府職員」という。))として在職し、<u>沖縄復帰特別措置法の施行の日において、引き続いて職員以外の地方公務員等となつた者については、その者の琉球諸島民政府職員としての勤続期間が当該職員以外の地方公務員等に対して適用される退職手当に関する規程により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることとされている場合に限り、その者の琉球諸島民政府職員としての在職期間を職員以外の地方公務員等としての在職期間とみなしてこの条例の規定を適用する。</u></p>
(削除)	<p>13 <u>奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和28年法律第267号)の施行の日の前日において琉球諸島民政府職員として在職し、同日後に引き続いて職員又は職員以外の地方公務員等となつた者については、その者の琉球諸島民政府職員としての在職期間を職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間とみなしてこの条例の規定を適用する。</u></p>
(削除)	<p>14 <u>昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間において、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和57年神奈川県条例第1号)附則第3項に規定する管理職員が退職した場合におけるその者の退職手当の額</u></p>

改 正	現 行
<p><u>3～6</u> (略)</p> <p><u>7</u> 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下「<u>条例第49号</u>」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、<u>第3条から第5条の3の2まで及び附則第15項から第24項までの規定</u>により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第7項</u>」とする。</p> <p><u>8</u> 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（<u>条例第49号附則第4項の規定に該当する者を除く。</u>）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項及び第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第19項及び第20項の規定</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>9</u> 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（<u>条例第49号附則第5項の規定に該当する者を除く。</u>）で第5条又は<u>附則第17項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>の計算の基礎となる給料月額又は基本給月額については、同項の規定の適用がないものとして同条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の規定を適用した場合に当該退職の日に受けることとなる給料月額又は基本給月額とする。</u></p> <p><u>15～18</u> (略)</p> <p><u>19</u> 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（<u>条例第49号</u> _____ <u>附則第3項の規定に該当する者を除く。</u>）に対する退職手当の基本額は、<u>第3条から第5条の3まで</u> _____ <u>の規定</u>により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに<u>附則第19項</u>」とする。</p> <p><u>20</u> 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（<u>条例第49号附則第4項の規定に該当する者を除く。</u>）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、<u>同項又は第5条の2</u> _____ <u>の規定</u>により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>21</u> 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（<u>条例第49号附則第5項の規定に該当する者を除く。</u>）で第5条 _____ <u>の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第19項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p><u>22</u> <u>15年以上勤続して平成10年4月1日から平成13年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で年齢45年以上のものについては、第5条中「25年以上勤続して」とあるのは「15年以上勤続して」と、第5条の2中「勤続期間が25年以上」とあるのは「勤続期間が15年以上」と、「10年を減じた」とあるのは「15</u></p>

改正	現行								
(削除)	<p><u>年を減じた」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p> <p>23 <u>15年以上勤続して平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で年齢45年以上のものについては、第5条中「25年以上勤続して」とあるのは「15年以上勤続して」と、第5条の2中「勤続期間が25年以上」とあるのは「勤続期間が15年以上」と、「10年を減じた」とあるのは「15年を減じた」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p>								
(削除)	<p>24 <u>15年以上勤続して平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で年齢45年以上のものについては、第5条中「25年以上勤続して」とあるのは「15年以上勤続して」と、第5条の2中「勤続期間が25年以上」とあるのは「勤続期間が15年以上」と、「10年を減じた」とあるのは「15年を減じた」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p>								
<p>10～12 (略) (削除)</p>	<p>25～27 (略)</p> <p>28 <u>次の表に掲げる勤務箇所に退職時に勤務していた同表の職員の欄に掲げる職員の退職手当の基礎となる給料月額は、同表に掲げる職員の職務の級に応じそれぞれ同表の金額欄に掲げる金額に、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に退職した者 5分の4</u></p> <p>(2) <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に退職した者 5分の3</u></p> <p>(3) <u>平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に退職した者 5分の2</u></p> <p>(4) <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に退職した者 5分の1</u></p> <table border="1" data-bbox="858 1995 1417 2078"> <thead> <tr> <th data-bbox="858 1995 938 2078">勤務 箇所</th> <th data-bbox="938 1995 1145 2078">職員</th> <th data-bbox="1145 1995 1241 2078">職務の 級</th> <th data-bbox="1241 1995 1417 2078">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	勤務 箇所	職員	職務の 級	金額				
勤務 箇所	職員	職務の 級	金額						

改 正	現 行				
	水産 技術 セン ター	(1) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で海事職給料表(1)の適用を受けるもの	1級	7,100円	
			2級	8,800円	
			3級	1万800円	
			4級	1万2,300円	
			5級	1万3,000円	
			6級	1万4,400円	
		(2) 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で海事職給料表(2)の適用を受けるもの	1級	1万2,800円	
			2級	1万6,000円	
			3級	1万8,600円	
			4級	1万9,200円	
			5級	2万200円	
	衛生 研究 所	(1) 病理細菌技	術者で研究職	1級	1万6,400円
			給料表の適用	2級	1万9,200円
			を受けるもの	3級	2万2,200円
			4級	2万3,800円	
			5級	2万9,400円	
			6級	3万600円	
(2) 病理細菌技		術者で医療職	1級	1万2,600円	
		給料表(2)の適	2級	1万7,800円	
		用を受けるもの	3級	1万9,800円	
		の	4級	2万2,000円	
	5級	2万3,400円			
	6級	2万5,000円			
保健 福祉 事務 所	(1) 診療放射線	技師及び診療	1級	6,300円	
		エックス線技	2級	8,900円	
		師	3級	9,900円	
			4級	1万1,000円	
			5級	1万1,700円	

改 正		現 行	
		6級	1万2,500円
中央 児童 相談 所	(1) 児童を一時 保護する施設 に勤務する児 童指導員（課 長の職にある 者を除く。）	1級	7,900円
平塚 児童 相談 所	で福祉職給料 表の適用を受 けるもの	2級	9,500円
厚木 児童 相談 所	(2) 児童を一時 保護する施設 に勤務する保 育士で福祉職 給料表の適用 を受けるもの	3級	9,800円
	(3) 児童を一時 保護する施設 に勤務する児 童指導員（課 長の職にある 者を除く。）	4級	1万1,300円
	で医療職給料 表(3)の適用を 受けるもの	1級	8,200円
	(4) 児童を一時 保護する施設 に勤務する保 育士で医療職 給料表(3)の適 用を受けるもの	2級	9,600円
	の	3級	9,900円
		4級	1万200円
		5級	1万900円
総合 療育 相談 セン ター	(1) 機能訓練技 術者で行政職 給料表(1)の適 用を受けるもの	1級	2万2,200円
		2級	2万7,900円
		3級	2万9,400円
		4級	3万2,400円
		5級	3万3,900円
		6級	1万1,900円

改 正		現 行		
			7 級	1 万2,600円
		(2) 機能訓練技	1 級	1 万8,900円
		術者で医療職	2 級	2 万6,700円
		給料表(2)の適	3 級	2 万9,700円
		用を受けるも	4 級	3 万3,000円
		の	5 級	1 万1,700円
			6 級	1 万2,500円
		(3) 療育の指導	1 級	1 万5,800円
		及び訓練の業	2 級	1 万9,000円
		務に従事する	3 級	1 万9,600円
		ことを常態と	4 級	2 万2,600円
		する者（課長	5 級	2 万3,800円
		の職にある者		
		を除く。）		
		(4) 療育の指導	5 級	1 万1,900円
		及び訓練の業		
		務に従事する	6 級	1 万2,600円
		ことを常態と		
		する者（課長		
		の職にある者		
		に限る。）		
		(5) 病棟に勤務	1 級	1 万6,400円
		する看護師及	2 級	1 万9,200円
		び准看護師	3 級	1 万9,800円
		（看護係長の	4 級	2 万400円
		職にある者を	5 級	2 万1,800円
		除く。）		
		(6) 看護師及び	1 級	8,200円
		准看護師（看	2 級	9,600円
		護科長の職に	3 級	9,900円
		ある者及び(5)	4 級	1 万200円
		に掲げる者を	5 級	1 万900円
		除く。）	6 級	1 万2,000円
		(7) 医師	1 級	1 万1,200円
			2 級	1 万3,500円
			3 級	1 万4,900円
			4 級	1 万5,800円
おお	(1) 児童自立支	1 級	1 万5,800円	
いそ	援専門員及び	2 級	1 万9,000円	
学園	児童生活支援	3 級	1 万9,600円	
	員	4 級	2 万2,600円	

改 正		現 行	
さが み緑 風園		5級	2万3,800円
		6級	2万5,200円
	(1) 日常生活の 介護を伴う生 活指導の業務 に従事するこ とを常態とす る生活指導員 (部長及び課 長の職にある 者を除く。)	1級	3万1,600円
		2級	3万8,000円
		3級	3万9,200円
		4級	4万5,200円
	(2) 生活指導員 (課長の職に ある者(日常 生活の介護を 伴う生活指導 の業務に従事 する課長の職 にある者を除 く。)に限 る。)	5級	2万3,800円
		6級	2万5,200円
	(3) 生活指導員 (部長の職に ある者に限 る。)	1級	7,900円
		2級	9,500円
		3級	9,800円
	(4) 心理判定員	4級	1万1,300円
		5級	1万1,900円
		6級	1万2,600円
	(5) 生活指導員 (1)から(3)ま でに掲げる者 を除く。)	1級	2万3,700円
		2級	2万8,500円
		3級	2万9,400円
		4級	3万3,900円
		5級	3万5,700円
	(6) 日常生活の 介護の業務に 従事すること を常態とする 生活指導補助 員	1級	2万8,000円
		2級	3万2,000円
		3級	3万3,600円
		4級	3万4,400円
		5級	4万2,000円
(7) 生活指導補	1級	2万1,000円	

改 正		現 行		
		助員（(6)に掲げる者を除く。）	2級	2万4,000円
			3級	2万5,200円
			4級	2万5,800円
			5級	3万1,500円
	中井 やま ゆり 園	(1) 日常生活の介助を伴う生活指導の業務に従事することを常態とする生活指導員（部長及び課長の職にある者を除く。）	1級	3万1,600円
			2級	3万8,000円
			3級	3万9,200円
			4級	4万5,200円
		(2) 生活指導員（課長の職にある者（日常生活の介助を伴う生活指導の業務に従事する課長の職にある者を除く。）に限る。）	5級	2万3,800円
			6級	2万5,200円
		(3) 生活指導員（部長の職にある者に限る。）	6級	1万2,600円
		(4) 生活指導員（(1)から(3)までに掲げる者を除く。）	1級	2万3,700円
			2級	2万8,500円
			3級	2万9,400円
		(5) 作業指導の業務に従事する者	4級	3万3,900円
			5級	3万5,700円
		(6) 日常生活の介助の業務に従事することを常態とする生活指導補助員	1級	2万8,000円
	2級		3万2,000円	
	3級		3万3,600円	
	4級		3万4,400円	
	(7) 生活指導補助員（(6)に掲げる者を除く。）	1級	2万1,000円	
		2級	2万4,000円	
		3級	2万5,200円	

改 正		現 行		
		く。)	4級	2万5,800円
			5級	3万1,500円
	(8) 看護師及び 准看護師		1級	8,200円
			2級	9,600円
			3級	9,900円
			4級	1万200円
			5級	1万900円
			6級	1万2,000円
精神 保健 福祉 セン ター	(1) 医師		1級	1万1,200円
			2級	1万3,500円
			3級	1万4,900円
			4級	1万5,800円
食肉 衛生 検査 所	(1) と畜検査に 常時従事する と畜検査員 (所長及び課 長の職にある 者を除く。)		1級	1万4,800円
			2級	1万8,600円
			3級	1万9,600円
			4級	2万1,600円
			5級	2万2,600円
	(2) と畜検査員 (所長の職に ある者及び(1) に掲げる者を 除く。)		6級	1万1,900円
			7級	1万2,600円
動物 愛護 セン ター	(1) 野犬等の捕 獲の業務に従 事することを 本務とする狂 犬病予防員		1級	1万4,800円
			2級	1万8,600円
			3級	1万9,600円
			4級	2万1,600円
			5級	2万2,600円
	(2) 捕獲した野 犬等の飼養管 理の業務に従 事することを 本務とする狂 犬病予防員		1級	7,400円
			2級	9,300円
			3級	9,800円
			4級	1万800円
			5級	1万1,300円
子ど も自 立生	(1) 日常生活の 介助を伴う生 活指導の業務		1級	3万1,600円

改 正	現 行			
	活支 援セ ンタ ー	に従事するこ とを常態とす る児童指導員 又は生活指導 員（部長及び 課長の職にあ る者を除 く。）	2級	3万8,000円
		(2) 保育士（乳 児院に勤務す る者を除 く。）	3級	3万9,200円
		(2) 保育士（乳 児院に勤務す る者を除 く。）	4級	4万5,200円
		(3) 児童指導員 又は生活指導 員（課長の職 にある者（日 常生活の介助 を伴う生活指 導の業務に従 事する課長の 職にある者及 び乳児院に勤 務する者を除 く。）に限 る。）	5級	2万3,800円
		(3) 児童指導員 又は生活指導 員（課長の職 にある者（日 常生活の介助 を伴う生活指 導の業務に従 事する課長の 職にある者及 び乳児院に勤 務する者を除 く。）に限 る。）	6級	2万5,200円
		(4) 児童指導員 又は生活指導 員（部長の職 にある者に限 る。）	6級	1万2,600円
		(5) 児童指導員 又は生活指導 員（(1)、(3)、	1級	2万3,700円
		(4)及び(7)に掲 げる者並びに	2級	2万8,500円
		乳児院に勤務 する者（課長 の職にある者 に限る。）を	3級	2万9,400円
		除く。）	4級	3万3,900円
	(6) 作業指導の 業務に従事す る者	5級	3万5,700円	

改 正		現 行		
		(7) 児童指導員 又は保育士 (乳児院に勤務する者(課長の職にある者を除く。) に限る。)	1級	1万5,800円
			2級	1万9,000円
			3級	1万9,600円
			4級	2万2,600円
		(8) 医師	1級	2万2,400円
			2級	2万7,000円
			3級	2万9,800円
			4級	3万1,600円
		(9) 看護師及び 准看護師(乳児院に勤務する者を除く。)	1級	8,200円
			2級	9,600円
			3級	9,900円
			4級	1万200円
		5級	1万900円	
		6級	1万2,000円	
	県立 及び 市立 の特 別支 援学 校	(1) 教育に直接 従事すること を本務とする 者	1級	9,300円
			2級	1万1,900円
			3級	1万2,200円
			4級	1万2,400円
			5級	1万3,200円
	海洋 科学 高等 学校	(1) 練習船(総 トン数200ト ン以上の船舶 に限る。)に 乗り組み、実 習生の教育に 従事すること を本務とする 船長、機関 長、通信長、 航海士、機関 士、船舶通信 士、各長及び 各次長で海事 職給料表(1)の 適用を受ける もの	1級	1万4,200円
			2級	1万7,600円
			3級	2万1,600円
			4級	2万4,600円
			5級	2万6,000円
		6級	2万8,800円	

改正	現 行		
	(2) <u>練習船（総トン数200トン以上の船舶に限る。）に乗り組み、実習生の教育に従事することを本務とする船長、機関長、通信長、航海士、機関士、船舶通信士、各長及び各次長で海事職給料表(2)の適用を受けるもの</u>	1級	1万2,800円
		2級	1万6,000円
		3級	1万8,600円
		4級	1万9,200円
		5級	2万200円
	(3) <u>遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。）に乗り組む者で海事職給料表(2)の適用を受けるもの</u>	1級	1万2,800円
		2級	1万6,000円
		3級	1万8,600円
		4級	1万9,200円
		5級	2万200円
	(4) <u>長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む者のうち海事職給料表(1)の適用を受ける者</u>	1級	7,100円
		2級	8,800円
		3級	1万800円
		4級	1万2,300円
		5級	1万3,000円
		6級	1万4,400円
	(5) <u>長期の航海を常態とし、</u>	1級	6,400円

改正	現行														
		かつ、年間の航行日数が特に多い船舶で人事委員会の定めるものに乗り組む者のうち海事職給料表(2)の適用を受ける者	<table border="1"> <tr><td>2級</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>9,300円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>9,600円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>1万100円</td></tr> </table>	2級	8,000円	3級	9,300円	4級	9,600円	5級	1万100円				
2級	8,000円														
3級	9,300円														
4級	9,600円														
5級	1万100円														
13 (略)		警察	(1) 航空機の操縦業務に従事する者												
14 <u>特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。)</u> によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。		本部	<table border="1"> <tr><td>1級</td><td>3万6,400円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>3万7,200円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>4万2,000円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>4万3,200円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>4万6,800円</td></tr> <tr><td>6級</td><td>4万8,800円</td></tr> </table>	1級	3万6,400円	2級	3万7,200円	3級	4万2,000円	4級	4万3,200円	5級	4万6,800円	6級	4万8,800円
1級	3万6,400円														
2級	3万7,200円														
3級	4万2,000円														
4級	4万3,200円														
5級	4万6,800円														
6級	4万8,800円														
15 <u>当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者を除く。)</u> に対する退職手当の基本額については、適用しない。		(2) 銃器等使用	<table border="1"> <tr><td>1級</td><td>1万8,200円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>1万8,600円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>2万1,000円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>2万1,600円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>2万3,400円</td></tr> <tr><td>6級</td><td>2万4,400円</td></tr> </table>	1級	1万8,200円	2級	1万8,600円	3級	2万1,000円	4級	2万1,600円	5級	2万3,400円	6級	2万4,400円
1級	1万8,200円														
2級	1万8,600円														
3級	2万1,000円														
4級	2万1,600円														
5級	2万3,400円														
6級	2万4,400円														
16 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以</u>															

29 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

改 正	現 行
<p><u>上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第16項」とする。</u></p>	
<p>17 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第17項」とする。</u></p>	(新規)
<p>18 <u>前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p>(1) <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員</u></p> <p>(2) <u>給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員</u></p>	(新規)
<p>19 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第7項又は学校職員の給与等に関する条例附則第8項の規定による職員の給料月額改定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p>	(新規)
<p>20 <u>当分の間、退職した者（給料月額7割措置により給料月額が減額されたことがある者に限り、特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間（給料月額7割措置により減額された日（以下「7割措置減額日」という。）の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以</u></p>	(新規)

改 正	現 行
<p><u>下この項において「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで（附則第16項及び第17項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合</u></p> <p><u>イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合</u></p> <p><u>(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合</u></p> <p><u>イ 前号アに掲げる割合</u></p> <p>21 当分の間、第5条第1項第3号、第6号及</p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行						
<p><u>び第7号に掲げる者に対する第5条の3（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この項から附則第24項までにおいて同じ。）及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに当該右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日」と、「（定年）」とあるのは「（当該年齢）」と、「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文並びに同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="196 1059 539 1144">附則第18項各号に掲げる職員以外の者</td> <td data-bbox="542 1059 788 1144">60歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 1149 539 1234">附則第18項第1号に掲げる職員</td> <td data-bbox="542 1149 788 1234">65歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 1238 539 1317">附則第18項第2号に掲げる職員</td> <td data-bbox="542 1238 788 1317">人事委員会規則で定める年齢</td> </tr> </table>	附則第18項各号に掲げる職員以外の者	60歳	附則第18項第1号に掲げる職員	65歳	附則第18項第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢	
附則第18項各号に掲げる職員以外の者	60歳						
附則第18項第1号に掲げる職員	65歳						
附則第18項第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢						
<p><u>22 当分の間、第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（前項の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「6月」とあるのは「0月」とする。</u></p>	(新規)						
<p><u>23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100</u></p>	(新規)						

改 正	現 行			
<p>分の2」とあるのは「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とするほか、附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した場合における第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」と、「前条第1項」とあるのは「前条第1項並びに附則第20項」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、第5条の3の表中</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="223 1440 750 1995"> <tr> <td data-bbox="223 1440 347 1518">第5条の2第1項第2号イ</td> <td data-bbox="347 1440 443 1518">前号に掲げる額</td> <td data-bbox="443 1440 750 1995">その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</td> </tr> </table> <p>とあるのは</p>	第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	<p>(新規)</p>
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額		

改 正		現 行
「		
第5条の 2第1項 第2号イ	前号に 掲げる 額	その者が特定減額前給 料月額に係る減額日の うち最も遅い日の前日 に現に退職した理由と 同一の理由により退職 したものとし、かつ、 その者の同日までの勤 続期間及び特定減額前 給料月額を基礎とし て、前3条の規定によ り計算した場合の退職 手当の基本額に相当す る額
附則第20 項第1号	及び特 別特定 減額前 給料月 額	並びに特別特定減額前 給料月額及び特別特定 減額前給料月額に退職 の日において定められ ているその者に係る定 年と退職の日における その者の年齢との差に 相当する年数1年につ き100分の2を退職の日 において定められてい るその者に係る定年と 退職の日におけるその 者の年齢との差に相当 する年数で除して得た 割合を乗じて得た額の 合計額
附則第20 項第2号	7割措 置前給 料月額 に、	7割措置前給料月額及 び7割措置前給料月額 に退職の日において定 められているその者に 係る定年と退職の日に おけるその者の年齢と の差に相当する年数1 年につき100分の2を退 職の日において定めら れているその者に係る 定年と退職の日におけ るその者の年齢との差 に相当する年数で除し て得た割合を乗じて得

改 正		現 行
		た額の合計額に、
附則第20項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第20項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
┆		
<p>とするほか、附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
25	附則第20項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。	(新規)
(1)	附則第20項第2号イに掲げる割合が60以上の場合 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額	(新規)

改 正	現 行													
<p>(2) <u>附則第20項第2号アに掲げる割合が60以上の場合（前号に該当する場合を除く。）</u> <u>特別特定減額前給料月額に附則第20項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</u></p>	(新規)													
<p>(3) <u>附則第20項第2号アに掲げる割合が60未満の場合</u> <u>特別特定減額前給料月額に同号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</u></p>	(新規)													
<p>26 <u>附則第24項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用する第5条の3に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">附則第25項</td> <td style="text-align: center;">の</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附則第20項の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同項</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附則第20項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">附則第25項第1号</td> <td style="text-align: center;">第2号イ</td> <td>前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別特定減額前給料月額</td> <td>特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じ</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句	附則第25項	の	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項の	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項	附則第25項第1号	第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じ	(新規)
読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句												
附則第25項	の	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項の												
	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項												
附則第25項第1号	第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ												
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じ												

改 正			現 行
		て得た額の合計額	
附則第25項第2号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	
附則第20項第2号イ		前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ	
	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	
	当該割合	当該前項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合	
附則第25項第3号	特別特定減額前給料月額に同号イ	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日	

改 正		現 行
	において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に前項の規定により読み替えて適用する同号イ	
7割措置前給料月額	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	
から同号イ	から同項の規定により読み替えて適用する同号イ	
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額	

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号）新旧対照表
 〈附則第4項関係〉

改 正	現 行
附 則	附 則

改 正	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等（適用日に第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の5第1項に規定する公庫等職員（法律の規定により、国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて指定法人職員となつた者で、指定法人職員として在職した後引き続いて職員となつた者又は職員以外の地方公務員等となつた者を含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第15項から第17項までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条例第3条から第5条の3の2まで及び附則第15項から第24項まで</u>の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第3条第1項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項並びに同条例第5条の2（同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第19項及び第20項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等のうち、適用日以後に<u>職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第17項</u>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 条例第16号附則第3項の規定の適用を受け</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>3 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等（適用日に第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の5第1項に規定する公庫等職員（法律の規定により、国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて指定法人職員となつた者で、指定法人職員として在職した後引き続いて職員となつた者又は職員以外の地方公務員等となつた者を含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例 _____ 第3条から第5条まで _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>新条例第3条から第5条の3まで</u>の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等のうち、適用日以後に新条例 _____ 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同項又は新条例 _____ 第5条の2 _____</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員又は職員以外の地方公務員等のうち、適用日以後に新条例 _____ 第5条 _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 条例第16号附則第3項の規定の適用を受け</p>

改 正	現 行
<p>る職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する一般の退職手当の額は、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は附則第12項の規定にかかわらず、その者につき条例第16号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と職員の退職手当に関する条例及び附則第3項から前項まで又は附則第12項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</u></p>	<p>る職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する一般の退職手当の額は、<u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は附則第12項の規定にかかわらず、その者につき条例第16号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と<u>新条例</u> 及び附則第3項から前項まで又は附則第12項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p>
7・8 (略)	7・8 (略)
<p>9 附則第7項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第16号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</u></p>	<p>9 附則第7項に規定する者又は前項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第16号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p>
<p>(1) <u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額</u></p>	<p>(1) <u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額</p>
(2) (略)	(2) (略)
10・11 (略)	10・11 (略)
<p>12 前項に規定する者がこの条例の施行の日以後に退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>12 前項に規定する者がこの条例の施行の日以後に退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、<u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。</p>

改 正	現 行
<p>(1) その者が<u>職員</u>の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>13・14 (略)</p>	<p>(1) その者が<u>新条例</u>第2条の5から第5条の3まで 及び第6条から第6条の5まで、条例第16号附則第3項並びにこの条例附則第3項から附則第5項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>13・14 (略)</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年神奈川県条例第47号）新旧対照表
（附則第5項関係）

改 正	現 行
<p>附 則 1～7 (略) (退職手当の基本額の算定方法の特例)</p> <p>8 施行日の翌日以後に退職した職員に対する<u>職員</u>の退職手当に関する条例第3条、第4条第3項、第5条第3項、第7条第6項及び附則第8項の規定並びに条例第49号附則第4項の規定の適用については、当分の間、<u>職員</u>の退職手当に関する条例第3条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上」とあるのは「15年を超え」とし、同項第4号中「21年以上」とあるのは「20年を超え」とし、同項第5号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第6号中「31年以上の」とあるのは「30年を超える」とし、同条第2項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上19年以下」とあるのは「15年を超え20年未満」とし、<u>同条例第4条第3項第2号</u>中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上24年以下」とあるのは「15年を超え25年未満」とし、<u>同条例第5条第3項第2号</u>中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第4号中「35年以上の」とあるのは「34年を超える」とし、<u>同条例附則第8項</u>及び条例第49号附則第4項中「36年以上42年以下」とあるのは「35年を超え42年11月未満」とする。</p>	<p>附 則 1～7 (略) (退職手当の基本額の算定方法の特例)</p> <p>8 施行日の翌日以後に退職した職員に対する<u>新条例</u>第3条、第4条第1項、第5条第1項、第7条第6項及び附則第20項の規定並びに条例第49号附則第4項の規定の適用については、当分の間、<u>新条例</u>第3条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上」とあるのは「15年を超え」とし、同項第4号中「21年以上」とあるのは「20年を超え」とし、同項第5号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第6号中「31年以上の」とあるのは「30年を超える」とし、同条第2項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上19年以下」とあるのは「15年を超え20年未満」とし、<u>新条例第4条第1項第2号</u>中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上24年以下」とあるのは「15年を超え25年未満」とし、<u>新条例第5条第1項第2号</u>中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第4号中「35年以上の」とあるのは「34年を超える」とし、<u>新条例附則第20項</u>及び条例第49号附則第4項中「36年以上42年以下」とあるのは「35年を超え42年11月未満」とする。</p>

改 正	現 行
9 (略)	9 (略)

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年神奈川県条例第74号）新旧対照表
 〈附則第6項関係〉

改 正	現 行
<p>附 則 1～9 (略) (削除) (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>附 則 1～9 (略) <u>(その他の経過措置)</u></p> <p>10 平成16年1月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第6条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。</p> <p>11 平成16年1月1日から同年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の条例第49号（以下「改正後の条例第49号」という。）附則第3項（附則第13項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第8項の規定による読替え後の改正後の条例第49号附則第4項（以下「読替え後の条例第49号附則第4項」という。）又は改正後の条例第49号附則第5項において例による場合を含む。）及び読替え後の条例第49号附則第4項の規定の適用については、改正後の条例第49号附則第3項中「第5条の2まで及び」とあるのは「第5条の2まで及び第6条並びに」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、読替え後の条例第49号附則第4項中「36年6月以下」とあるのは「37年7月以下」と、改正後の条例第49号附則第5項中「及び第5条の2」とあるのは「、第5条の2及び第6条」とする。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(その他の経過措置)</u></p> <p>10 平成17年1月1日から当分の間、42年11月以上勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>11・12 (略)</p>	<p>12 平成17年1月1日から当分の間、42年11月以上勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第19項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13・14 (略)</p>

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年神奈川県条例第9号）新旧対照表
 〈附則第7項関係〉

改 正	現 行
<p>附 則 第1条（略） （経過措置） 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第19項から第21項まで、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年神奈川県条例第16号。以下この条及び次条において「条例第16号」という。）附則第3項、附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下この条及び次条において「条例第49号」という。）附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに附則第15条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年神奈川県条例第74号。以下この条及び次条において「条例第74号」という。）<u>附則第10項</u>の規定により計算した額（当該勤続期間が42年8月以上44年6月未満の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第19項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年8月未満の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び</p>	<p>附 則 第1条（略） （経過措置） 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第19項から第21項まで、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年神奈川県条例第16号。以下この条及び次条において「条例第16号」という。）附則第3項、附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下この条及び次条において「条例第49号」という。）附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに附則第15条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年神奈川県条例第74号。以下この条及び次条において「条例第74号」という。）<u>附則第12項</u>の規定により計算した額（当該勤続期間が42年8月以上44年6月未満の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第19項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年8月未満の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び</p>

改 正	現 行
<p>36年7月以上42年8月未満の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) においては、104分の83.7) を乗じて得た額が、<u>職員の退職手当に関する条例第2条の5から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第7項から第26項まで、附則第4条、附則第5条、附則第8条の規定による改正後の条例第16号附則第3項、条例第49号附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに条例第74号附則第10項の規定により計算した退職手当の額</u> (以下「<u>新条例等退職手当額</u>」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 (略) (削除)</p>	<p>36年7月以上42年8月未満の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) においては、104分の83.7) を乗じて得た額が、<u>新条例第2条の5から第5条の3まで</u> 及び第6条から第6条の5まで並びに<u>附則第19項から第21項まで、附則第4条、附則第5条、附則第8条の規定による改正後の条例第16号附則第3項、条例第49号附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに条例第74号附則第12項の規定により計算した退職手当の額</u> (以下「<u>新条例等退職手当額</u>」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第19項から第21項まで、附則第8条の規定による改正前の条例第16号附則第3項、附則第9条の規定による改正前の条例第49号附則第3項から第6項まで、第9項及び第12項並びに附則第15条の規定による改正前の条例第74号附則第12項の規定により計算した退職手当の額</u> (以下「<u>旧条例等退職手当額</u>」という。) よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、<u>新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額</u>をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。</p> <p>(1) <u>退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額</u> (その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)</p> <p>ア <u>新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額</u></p> <p>イ <u>新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</u></p> <p>(2) <u>施行日以後平成19年3月31日までの間に</u></p>

改 正	現 行
	<p><u>退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）</u></p> <p><u>ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額</u></p> <p><u>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</u></p> <p><u>(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）</u></p> <p><u>ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額</u></p> <p><u>イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額</u></p> <p><u>2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。</u></p> <p><u>3 職員（退職の日において第6条の4第1項第1号から第4号までに掲げる職員の区分に該当する者に限る。）が施行日以後平成22年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額（前2項の規定の適用がある場合においては、これらの規定により計算されたその者に支給すべき退職手当の額をいう。以下この項において同じ。）が旧条例等退職手当額よりも多いときは、その差額に相当する額に次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を新条例等退職手当額から減じた額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。</u></p> <p><u>(1) 施行日から平成19年3月31日までの間に退職した者 5分の4</u></p> <p><u>(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に退職した者 5分の3</u></p> <p><u>(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日</u></p>

改 正	現 行
第3条～第14条 (略)	<p>までの間に退職した者 <u>5分の2</u></p> <p>(4) <u>平成21年4月1日から平成22年3月31日</u></p> <p>までの間に退職した者 <u>5分の1</u></p> <p>第4条～第15条 (略)</p>

5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p><u>9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第6条～第10条の2（略） （時間外勤務手当）</p> <p>第11条（略） 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割</p>	<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p><u>9 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>（短時間勤務職員の給料月額）</p> <p><u>第5条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第1項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第6条～第10条の2（略） （時間外勤務手当）</p> <p>第11条（略） 2 <u>短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割</p>

改 正	現 行
<p>り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した人事委員会規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>	<p>り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した人事委員会規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>
<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条及び第18条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項</p>	<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第4条及び第18条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>
<p>及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>
<p>5・6 （略）</p>	<p>5・6 （略）</p>
<p>第12条～第14条の3 （略） （期末手当）</p>	<p>第12条～第14条の3 （略） （期末手当）</p>
<p>第15条 （略）</p>	<p>第15条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とす</p>	<p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とす</p>

改 正	現 行
<p>る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第17条の2 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第17条の3 第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>る。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第17条の2 (略)</p> <p>(再任用職員 _____ についての適用除外)</p> <p>第17条の3 第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条の規定は、<u>再任用職員 _____</u>には適用しない。</p> <p>第18条～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(給料の切替及びその切替に伴う措置)</p> <p>3 <u>昭和32年4月1日(以下「切替日」という。)</u>において切り替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、従前の例により同年3月31日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」と</p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>いう。)に対応する附則別表第1から附則別表第7までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた別表第1から別表第10までに掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>4 旧給料月額が切替表に期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第6項及び附則第7項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額)をその者の切替給料月額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>5 前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を受ける期間(附則第6項及び附則第7項の規定により通算される期間を含む。)が昭和32年7月1日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達した者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年10月1日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第3項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>6 第5条第4項及び第6項の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間(その期間が旧給料月額と従前の例によるその直近上位の給料月額との差額が700円未満である場合において6月、差額が700円以上1,500円未満である場合において9月、差額が1,500円以上である場合において12月をこえるときは、それぞれ6月、9月、12月)に3月(旧給料月額を受けていた期間が3月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、6月)を加えた期間を切替給料月額を受ける期</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>間に通算する。</u></p> <p>7 <u>職員のうち、給料月額が他との権衡を著しく失するため必要があると認められる者については、任命権者の申出に基き知事が人事委員会の意見を聞いて定めるところにより、前項に定めるもののほか、一定の月数を切替給料月額を受ける期間に通算することができる。</u></p>
(削除)	<p>8 <u>前2項の場合において切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第3項の規定に基き、切替給料月額を決定された者については、前2項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。</u></p>
(削除)	<p>9 <u>前3項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日以後における最初の昇給について、第5条第4項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。</u></p>
(削除)	<p>10 <u>附則第7項の規定の適用を受ける職員については、その者の切替給料月額を受ける期間に通算される期間が、その者の切替給料月額及びその上位の号給についてそれぞれ給料表に掲げる昇給期間の合計期間以上である場合においては、附則第6項の規定にかかわらず、切替日においてその者の号給を切替給料月額の2号給以上上位の号給とすることができる。この場合において、その者の切替日後の最初の昇給については、前項の規定を準用する。</u></p>
(削除)	<p>11 <u>旧給料月額が5万700円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第6項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。</u></p>
(削除)	<p>12 <u>昭和26年1月1日から切替日の前日までの間において従前の例による職務の級における最高の号俸又はこれをこえる給料月額を受けた期間を有する職員の他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事委員会の定めるところにより、6月をこえない範囲内でその者の切替日（附則第5項</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>の規定により給料月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における最初の昇給について、第5条第4項又は第6項に規定する昇給期間を短縮することができる。</u></p> <p>13 <u>附則第3項又は附則第5項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に達しない職員の当該号給に達するまでの昇給については、人事委員会規則の定めるところによる。</u></p>
(削除)	<p>14 <u>切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和32年10月30日までにおいて新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月31日までに決定することができる。この場合において、同年同月1日以降職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事委員会の定めるところにより、職員が同年9月30日において受けていた給料月額に相当する額(同年10月1日以降において新たに給料表の適用を受けることとなる職員については、人事委員会の定める額)をこの条例の規定による給料月額とみなしてこの条例を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、この条例による給与の内払として支給する。</u></p>
(削除)	<p>15 <u>附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
(削除)	<p><u>(給料の調整額に関する経過規定)</u></p>
(削除)	<p>16 <u>従前の例により給料の調整を受ける職を占める職員で引き続き同一の職を占め第6条の規定の適用を受けるものの給料の調整額については、切替日における同条の規定による給料の調整額が切替日の前日における従前の例による給料の調整額に達しないこととなる場合には、切替日以降引き続き同一の職を占める間に限り、同条による給料の調整額が切替日の前日における従前の例による給料の調整額に達するまで、その差額を同条の規定による給料の調整額に加算した額とする。</u></p>
(削除)	<p>17 <u>職員について切替日以降昭和32年9月30日までに従前の例により既に支給された給料の</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>調整額が第6条の規定による給料の調整額をこえている場合は、既に支給された給料の調整額は、同条の規定に基いて支給されたものとみなす。</u> <u>(差額の支給)</u></p> <p>18 <u>昭和32年9月30日における従前の例による職員の給料及び勤務地手当の月額合計額(以下本項において「旧給与月額」という。)が同日におけるこの条例の規定によるその者の給料及び暫定手当の月額合計額(以下本項において「新給与月額」という。)をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額(給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める理由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額)に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。この場合において、その差額の支給方法については、第7条第1項から第4項までの規定を準用する。</u> <u>(給与の内払)</u></p>
(削除)	<p>19 <u>この条例の施行前に従前の例によつて既に職員に支払われた切替日以降昭和32年9月30日までの期間に係る給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>(勤務時間条例に係る読替)</u></p>
(削除)	<p>20 <u>昭和32年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間においては、第2条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号。以下「勤務時間条例」という。)第3条に規定する勤務時間」とあるのは「従前の例による正規の勤務時間」と、第7条第4項中「勤務時間条例第4条に規定する勤務を要しない日」とあるのは「従前の例による勤務を要しない日」と、第12条第1項中「勤務時間条例第7条に規定する休日」とあるのは、「従前の例による休日」と読み替えて、これらの規定を適用する。</u></p>
<p><u>3 (略)</u> (削除) <u>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</u></p>	<p>21 (略) <u>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</u> (新規)</p>
<p><u>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動(公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表</u></p>	<p>22 <u>第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動(公安職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表</u></p>

改 正	現 行
<p>の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第3条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動(以下「給料表異動等」という。)をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給(以下「新号給」という。)が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給(この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給(学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。)を含む。以下「旧号給」という。)に達しないこととなるとき(人事委員会規則で定める場合を除く。)のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給(旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)の給料月額を超えるときは、最高号給)の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する_____第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号。以下</p>	<p>の適用を受ける職員から公安職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。)並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第3条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに公安職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第1号に掲げる教育職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動(以下「給料表異動等」という。)をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給(以下「新号給」という。)が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給(この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給(学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。)を含む。以下「旧号給」という。)に達しないこととなるとき(人事委員会規則で定める場合を除く。)のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給(旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)の給料月額を超えるときは、最高号給)の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項、第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号。以下</p>

改 正	現 行
	<p>係る昭和54年3月に支給される期末手当の額については、<u>第15条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、昭和53年12月1日現在において当該職員が受けるべき給料の月額等の合計額（同条の規定により支給される期末手当（この条例に相当する条例その他の規程の規定により支給される期末手当を含む。）の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の10を乗じて得た額に、同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合（人事委員会の定める者にあつては、人事委員会の定める割合）を乗じて得た額（当該額が期末手当額を超える場合にあつては、期末手当額）を差し引いた額とする。</u></p> <p><u>（期末手当に関する特例）</u></p>
(削除)	<p><u>29 平成11年3月、同年6月、同年12月及び平成12年3月に支給する期末手当の額は、第15条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の8（給料月額の100分の25の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の30、給料月額の100分の23の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の25、給料月額の100分の20の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の20、給料月額の100分の20に満たない割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の15）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>（勤勉手当に関する特例）</u></p>
(削除)	<p><u>30 平成11年6月及び同年12月に支給する勤勉手当の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の8（給料月額の100分の25の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の30、給料月額の100分の23の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職員にあつては100分の25、給料月額の100分の20の割合による管理職手当を受取るべき職を占める職</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>員にあつては100分の20、給料月額100分の20に満たない割合による管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては100分の15)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p> <p>31 <u>平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、調整手当(他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。)、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び農林漁業改良普及手当</u></p> <p><u>(2) 職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)第2条第1項に規定する退職手当(以下「退職手当」という。)</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>32 <u>平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の2(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、調整手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>33 <u>平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p> <p>34 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <p>(1) <u>管理職手当、調整手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び農林漁業改良普及手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>35 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</p> <p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>36 平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>37 平成17年4月1日から平成18年3月31日ま</p>

改 正	現 行
	<p><u>での間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、調整手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>38 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>39 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、地域手当（他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。）、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p>40 <u>平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p>
(削除)	(給料月額に関する特例)
(削除)	<p>41 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等以外の職員（再任用職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地域手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び農林漁業普及指導手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p>
(削除)	<p>42 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地域手当、特殊勤務手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当（平成21年6月に支給するものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p>
(削除)	(給料の調整額に関する特例)

改 正	現 行
(削除)	<p>43 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員及び大学学長等以外の職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p>
(削除)	<p>44 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、特地勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p>
(削除)	<p><u>(期末手当に関する特例)</u> 45 <u>平成21年6月に支給する期末手当に関する第15条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」」とする。</u></p>
(削除)	<p><u>(勤勉手当に関する特例)</u> 46 <u>平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第16条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。</u></p>
(削除)	<p><u>(期末特別手当に関する特例)</u> 47 <u>平成21年6月に支給する期末特別手当に関</u></p>

改 正	現 行																																									
(削除) (削除)	<p>する第16条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。</p> <p>(給料月額に関する特例)</p> <p>48 平成31年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <p>(1) 給料の調整額</p> <p>(2) 退職手当</p> <table border="1" data-bbox="821 1014 1412 1727"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政職給料表(1)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>7級以上</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安職給料表</td> <td>5級及び6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>7級及び8級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td>海事職給料表(1)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学教育職給料表</td> <td>3級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究職給料表</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職給料表(2)</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職給料表(3)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉職給料表</td> <td>5級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	割合	行政職給料表(1)	6級	100分の0.35	7級以上	100分の0.55	公安職給料表	5級及び6級	100分の0.35	7級及び8級	100分の0.55	海事職給料表(1)	6級	100分の0.35	大学教育職給料表	3級	100分の0.35	4級	100分の0.55	研究職給料表	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55	医療職給料表(2)	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55	医療職給料表(3)	6級	100分の0.35	7級	100分の0.55	福祉職給料表	5級	100分の0.35	6級	100分の0.55
給料表	職務の級	割合																																								
行政職給料表(1)	6級	100分の0.35																																								
	7級以上	100分の0.55																																								
公安職給料表	5級及び6級	100分の0.35																																								
	7級及び8級	100分の0.55																																								
海事職給料表(1)	6級	100分の0.35																																								
大学教育職給料表	3級	100分の0.35																																								
	4級	100分の0.55																																								
研究職給料表	5級	100分の0.35																																								
	6級	100分の0.55																																								
医療職給料表(2)	5級	100分の0.35																																								
	6級	100分の0.55																																								
医療職給料表(3)	6級	100分の0.35																																								
	7級	100分の0.55																																								
福祉職給料表	5級	100分の0.35																																								
	6級	100分の0.55																																								
(削除)	<p>49 前項に定めるもののほか、同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>																																									
(削除)	<p>50 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（再任用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料月額は、第3条から第5条の2まで並びに附則第22項及び第48項の規定</p>																																									

改 正	現 行																		
(削除)	<p>にかかわらず、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定により定められる額からその100分の4（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、100分の6）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定により定められる額とする。</p> <p>(1) 地域手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び農林漁業普及指導手当</p> <p>(2) 退職手当</p> <table border="1" data-bbox="831 842 1414 1245"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表(1)</td> <td>7級以上</td> </tr> <tr> <td>公安職給料表</td> <td>7級及び8級</td> </tr> <tr> <td>大学教育職給料表</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>福祉職給料表</td> <td>6級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(給料の調整額に関する特例)</p> <p>51 平成25年4月1日から同年6月30日まで及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（再任用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4（前項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者にあつては、100分の6）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、第6条第3項の規定により定められる額とする。</p> <p>(管理職手当に関する特例)</p>	給料表	職務の級	行政職給料表(1)	7級以上	公安職給料表	7級及び8級	大学教育職給料表	4級	研究職給料表	6級	医療職給料表(1)	4級	医療職給料表(2)	6級	医療職給料表(3)	7級	福祉職給料表	6級
給料表	職務の級																		
行政職給料表(1)	7級以上																		
公安職給料表	7級及び8級																		
大学教育職給料表	4級																		
研究職給料表	6級																		
医療職給料表(1)	4級																		
医療職給料表(2)	6級																		
医療職給料表(3)	7級																		
福祉職給料表	6級																		

改 正	現 行																																
(削除)	<p>52 <u>平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額</u>は、<u>第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>																																
(削除)	<p>53 <u>平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額</u>は、<u>第3条から第5条の2まで並びに附則第22項、第48項及び第50項の規定にかかわらず、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定により定められる額から、その額と同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合（再任用職員にあつては、100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>給料の調整額、地域手当（期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となるものに限る。）</u>、<u>特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び農林漁業普及指導手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <table border="1" data-bbox="821 1440 1412 2054"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">行政職給料表</td> <td>1級及び2級</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>4級から6級まで</td> <td>100分の7.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td>7級以上</td> <td>100分の9.77</td> </tr> <tr> <td>全ての級</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">公安職給料表</td> <td>1級及び2級</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>4級から6級まで</td> <td>100分の7.77</td> </tr> <tr> <td>7級及び8級</td> <td>100分の9.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海事職給料表</td> <td>3級以下</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>(1) 4級以上</td> <td>100分の7.77</td> </tr> <tr> <td>海事職給料表</td> <td>全ての級</td> <td>100分の4</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	割合	行政職給料表	1級及び2級	100分の4	3級	100分の6	4級から6級まで	100分の7.77	(1)	7級以上	100分の9.77	全ての級	100分の4	公安職給料表	1級及び2級	100分の4	3級	100分の6	4級から6級まで	100分の7.77	7級及び8級	100分の9.77	海事職給料表	3級以下	100分の4	(1) 4級以上	100分の7.77	海事職給料表	全ての級	100分の4
給料表	職務の級	割合																															
行政職給料表	1級及び2級	100分の4																															
	3級	100分の6																															
	4級から6級まで	100分の7.77																															
(1)	7級以上	100分の9.77																															
	全ての級	100分の4																															
公安職給料表	1級及び2級	100分の4																															
	3級	100分の6																															
	4級から6級まで	100分の7.77																															
	7級及び8級	100分の9.77																															
海事職給料表	3級以下	100分の4																															
	(1) 4級以上	100分の7.77																															
海事職給料表	全ての級	100分の4																															

改 正	現 行		
	(2)		
		1 級及び 2 級	100 分の 4
	大学教育職給料表	3 級	100 分の 7.77
		4 級	100 分の 9.77
		1 級及び 2 級	100 分の 4
	研究職給料表	3 級から 5 級まで	100 分の 7.77
		6 級	100 分の 9.77
		1 級	100 分の 4
	医療職給料表	2 級及び 3 級	100 分の 7.77
	(1)		
		4 級	100 分の 9.77
		1 級及び 2 級	100 分の 4
	医療職給料表	3 級	100 分の 6
	(2)	4 級及び 5 級	100 分の 7.77
		6 級	100 分の 9.77
		3 級以下	100 分の 4
	医療職給料表	4 級	100 分の 6
	(3)	5 級及び 6 級	100 分の 7.77
		7 級	100 分の 9.77
		1 級及び 2 級	100 分の 4
	福祉職給料表	3 級	100 分の 6
		4 級及び 5 級	100 分の 7.77
		6 級	100 分の 9.77
	(期末手当に関する特例)		
(削除)	54 平成25年12月に支給する期末手当の額は、 第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、 これらの規定により定められる額からその 100分の5に相当する額（その額に1円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨てた 額）を減じた額とする。		
	(勤勉手当に関する特例)		
(削除)	55 平成25年12月に支給する勤勉手当の額は、 第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規 定により定められる額からその100分の5に相 当する額（その額に1円未満の端数を生じた ときは、これを切り捨てた額）を減じた額と する。		
	(期末手当に関する特例)		
(削除)	56 令和2年6月及び同年12月に支給する期末 手当（管理職手当を受けるべき職を占める職 員に支給するものに限る。）の額は、第15条 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これ		

改 正	現 行
<p>(削除)</p> <p>(特定日以後の給料の特例)</p> <p>7 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項及び第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(附則第4項の規定により号給を決定された職員又は職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第98号)附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額)とする。</u></p> <p>8 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年神奈川県条例第 号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和58年神奈川県条例第28号)第3条第1号に掲げる職員に相当する職員</u></p>	<p><u>らの規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(<u>勤勉手当に関する特例</u>)</p> <p>57 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p>	
<p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p>	
<p>9 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第11項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	(新規)
<p>10 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p>	(新規)
<p>11 <u>警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた</u></p>	(新規)

改 正	現 行
<p><u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	
<p><u>12 附則第10項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第10項中「前項」とあるのは「附則第11項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。</u></p>	(新規)
<p><u>13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第9項及び第10項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新規)
<p><u>14 附則第9項若しくは第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>	(新規)
<p><u>15 附則第9項若しくは第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第17条の2第2項並びに特勤条例第21条第2項の規定の適用については、第15条第5項及び第17条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項、第11項、第13項</u></p>	(新規)

改 正	現 行																																																																																							
<p>又は第14項の規定による給料の額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>16 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(新規)</p> <p>附則別表第1 行政職給料表(1)、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員(附則別表第3の適用を受けるものを除く。)の切替表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧給料月額</th> <th>新給料月額</th> <th>期間</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">円</th> <th style="text-align: center;">月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5,500</td><td>6,100</td><td>6</td></tr> <tr><td>5,600</td><td>6,100</td><td></td></tr> <tr><td>5,700</td><td>6,300</td><td>6</td></tr> <tr><td>5,800</td><td>6,300</td><td></td></tr> <tr><td>5,900</td><td>6,600</td><td>6</td></tr> <tr><td>6,050</td><td>6,600</td><td></td></tr> <tr><td>6,200</td><td>7,000</td><td>6</td></tr> <tr><td>6,400</td><td>7,000</td><td></td></tr> <tr><td>6,600</td><td>7,400</td><td>6</td></tr> <tr><td>6,900</td><td>7,400</td><td></td></tr> <tr><td>7,200</td><td>8,000</td><td>6</td></tr> <tr><td>7,500</td><td>8,000</td><td></td></tr> <tr><td>7,800</td><td>8,600</td><td>6</td></tr> <tr><td>8,100</td><td>8,600</td><td></td></tr> <tr><td>8,400</td><td>9,200</td><td>6</td></tr> <tr><td>8,700</td><td>9,200</td><td></td></tr> <tr><td>9,000</td><td>9,800</td><td>6</td></tr> <tr><td>9,300</td><td>9,800</td><td></td></tr> <tr><td>9,600</td><td>10,600</td><td>6</td></tr> <tr><td>10,000</td><td>10,600</td><td></td></tr> <tr><td>10,400</td><td>11,400</td><td>6</td></tr> <tr><td>10,800</td><td>11,400</td><td></td></tr> <tr><td>11,200</td><td>12,300</td><td>6</td></tr> <tr><td>11,600</td><td>12,300</td><td></td></tr> <tr><td>12,100</td><td>13,300</td><td>6</td></tr> <tr><td>12,600</td><td>13,300</td><td></td></tr> <tr><td>13,100</td><td>14,300</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>	旧給料月額	新給料月額	期間	円	円	月	5,500	6,100	6	5,600	6,100		5,700	6,300	6	5,800	6,300		5,900	6,600	6	6,050	6,600		6,200	7,000	6	6,400	7,000		6,600	7,400	6	6,900	7,400		7,200	8,000	6	7,500	8,000		7,800	8,600	6	8,100	8,600		8,400	9,200	6	8,700	9,200		9,000	9,800	6	9,300	9,800		9,600	10,600	6	10,000	10,600		10,400	11,400	6	10,800	11,400		11,200	12,300	6	11,600	12,300		12,100	13,300	6	12,600	13,300		13,100	14,300	6
旧給料月額	新給料月額	期間																																																																																						
円	円	月																																																																																						
5,500	6,100	6																																																																																						
5,600	6,100																																																																																							
5,700	6,300	6																																																																																						
5,800	6,300																																																																																							
5,900	6,600	6																																																																																						
6,050	6,600																																																																																							
6,200	7,000	6																																																																																						
6,400	7,000																																																																																							
6,600	7,400	6																																																																																						
6,900	7,400																																																																																							
7,200	8,000	6																																																																																						
7,500	8,000																																																																																							
7,800	8,600	6																																																																																						
8,100	8,600																																																																																							
8,400	9,200	6																																																																																						
8,700	9,200																																																																																							
9,000	9,800	6																																																																																						
9,300	9,800																																																																																							
9,600	10,600	6																																																																																						
10,000	10,600																																																																																							
10,400	11,400	6																																																																																						
10,800	11,400																																																																																							
11,200	12,300	6																																																																																						
11,600	12,300																																																																																							
12,100	13,300	6																																																																																						
12,600	13,300																																																																																							
13,100	14,300	6																																																																																						

改 正	現 行		
	13,600	14,300	
	14,100	15,300	6
	14,600	15,300	
	15,100	16,300	6
	15,600	17,300	9
	16,300	17,300	
	17,000	18,300	3
	17,700	19,300	6
	18,400	20,300	9
	19,100	20,300	3
	19,800	21,400	9
	20,500	21,400	
	21,200	22,600	6
	22,000	23,800	9
	22,800	23,800	
	23,600	25,000	3
	24,400	26,200	6
	25,300	27,500	9
	26,200	27,500	
	27,300	28,900	3
	28,400	30,300	6
	29,500	32,000	9
	30,600	32,000	
	31,700	33,700	3
	32,800	35,400	6
	33,900	37,100	9
	35,300	37,100	
	36,700	38,800	3
	38,100	40,500	6
	39,600	42,200	6
	41,100	44,400	9
	42,700	44,400	
	44,300	46,600	3
	45,900	48,800	6
	47,500	51,000	9
	49,100	51,000	
	50,700	53,200	3
	52,300	55,400	
	53,900	55,400	
	55,500	57,600	
	57,300	60,000	
(削除)	附則別表第2 行政職給料表(2)の適用を受ける		
	職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間

改正	現行		
	円	円	月
	4,900	5,300	6
	5,000	5,300	
	5,100	5,400	
	5,200	5,500	
	5,300	5,600	
	5,400	5,700	
	5,500	5,800	
	5,600	5,900	
	5,700	6,000	
	5,800	6,200	
	5,900	6,500	3
	6,050	6,800	6
	6,200	6,800	
	6,400	7,100	3
	6,600	7,400	6
	6,900	7,400	
	7,200	7,800	3
	7,500	8,200	6
	7,800	8,200	
	8,100	8,700	3
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	9,700	3
	9,300	9,700	
	9,600	10,300	3
	10,000	10,900	6
	10,400	10,900	
	10,800	11,500	3
	11,200	12,100	6
	11,600	12,700	6
	12,100	12,700	
	12,600	13,300	
	13,100	13,900	3
	13,600	14,500	3
	14,100	15,100	6
	14,600	15,700	6
	15,100	15,700	
	15,600	16,300	
	16,300	17,500	3
	17,000	18,100	
	17,700	18,700	
	18,400	19,300	
	19,100	19,900	

改 正	現 行		
	19,800	20,500	
	20,500	21,700	6
	21,200	22,300	
	22,000	22,900	
	22,800	24,100	6
	23,600	24,700	
	24,400	25,900	3
	25,300	26,500	
	26,200	27,700	3
	27,300	28,900	3
	28,400	30,100	3
	29,500	30,700	
(削除)	附則別表第3 公安職給料表の適用を受ける職員で旧給料月額が7,500円以下のものの切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	6,400	7,300	
	6,600	7,700	6
	6,900	7,700	
	7,200	8,100	6
	7,500	8,100	
(削除)	附則別表第4 海事職給料表(1)の適用を受ける職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	6,900	7,400	
	7,200	8,000	6
	7,500	8,000	
	7,800	8,600	6
	8,100	8,600	
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	10,000	6
	9,300	10,000	3
	9,600	10,800	9
	10,000	10,800	3
	10,400	11,800	9
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	

改 正	現 行		
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	16,800	3
	16,300	18,000	9
	17,000	18,000	
	17,700	19,200	6
	18,400	20,400	9
	19,100	20,400	3
	19,800	21,600	9
	20,500	21,600	3
	21,200	22,800	9
	22,000	22,800	
	22,800	24,200	6
	23,600	25,600	9
	24,400	25,600	
	25,300	27,000	3
	26,200	28,400	6
	27,300	29,800	9
	28,400	29,800	
	29,500	31,200	3
	30,600	32,600	6
	31,700	34,200	9
	32,800	34,200	
	33,900	35,800	
	35,800	37,400	3
	36,700	39,000	6
	38,100	40,600	6
	39,600	42,200	6
	41,100	43,800	6
	42,700		
(削除)	附則別表第5 海事職給料表(2)の適用を受ける		
	職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	5,400	5,900	
	5,500	6,100	6
	5,600	6,100	
	5,700	6,400	6
	5,800	6,400	3
	5,900	6,400	
	6,050	6,800	6
	6,200	6,800	

改 正	現 行		
	6,400	7,200	6
	6,600	7,200	
	6,900	7,600	6
	7,200	7,600	
	7,500	8,200	6
	7,800	8,200	
	8,100	8,800	6
	8,400	8,800	
	8,700	9,400	6
	9,000	9,400	
	9,300	10,200	6
	9,600	10,200	
	10,000	11,000	6
	10,400	11,000	
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	16,800	3
	16,300	17,800	6
	17,000	18,800	9
	17,700	18,800	
	18,400	19,800	3
	19,100	20,800	9
	19,800	20,800	3
	20,500	21,800	6
	21,200	22,800	9
	22,000	23,800	9
	22,800	23,800	
	23,600	24,800	
	24,400	25,800	3
	25,300	26,800	3
	26,200	27,800	3
	27,300	28,800	3
	28,400	29,800	
(削除)	附則別表第6 大学教育職給料表及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間

改正	現行		
	円	円	月
	6,900	7,400	
	7,200	8,000	6
	7,500	8,000	
	7,800	8,600	6
	8,100	8,600	
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	9,800	6
	9,300	9,800	
	9,600	10,800	9
	10,000	10,800	3
	10,400	11,800	9
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	17,000	6
	16,300	17,000	
	17,000	18,200	3
	17,700	19,400	9
	18,400	19,400	3
	19,100	20,800	6
	19,800	20,800	3
	20,500	22,200	9
	21,200	22,200	
	22,000	23,600	6
	22,800	23,600	
	23,600	25,200	6
	24,400	26,800	9
	25,300	26,800	3
	26,200	28,400	6
	27,300	30,000	9
	28,400	30,000	3
	29,500	31,600	6
	30,600	33,200	9
	31,700	33,200	
	32,800	34,800	3

改 正	現 行		
	33,900	36,400	6
	35,300	38,000	9
	36,700	39,600	9
	38,100	39,600	
	39,600	41,200	
	41,100	42,800	
	42,700	44,400	
	44,300	46,000	
	45,900	47,600	
	47,500	49,600	3
	49,100	51,600	6
	50,700	53,600	6
	52,300	55,600	
	53,900	55,600	
	55,500	57,600	
	57,300	60,000	
(削除)	附則別表第7 医療職給料表(3)の適用を受ける		
	職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	6,600	7,300	3
	6,900	7,800	6
	7,200	7,800	
	7,500	8,300	6
	7,800	8,300	
	8,100	8,900	6
	8,400	8,900	
	8,700	9,500	6
	9,000	9,500	
	9,300	10,200	6
	9,600	10,200	
	10,000	11,000	6
	10,400	11,000	
	10,800	11,800	3
	11,200	11,800	
	11,600	12,600	3
	12,100	13,500	9
	12,600	13,500	3
	13,100	14,500	9
	13,600	14,500	3
	14,100	15,500	9
	14,600	15,500	3
	15,100	16,500	9
	15,600	16,500	

改 正	現 行		
	16,300	17,500	3
	17,000	18,500	6
	17,700	19,500	9
	18,400	19,500	
	19,100	20,500	6
	19,800	21,500	9
	20,500	21,500	
	21,200	22,500	3
	22,000	23,500	6
	22,800	24,500	9
	23,600	24,500	
	24,400	25,500	
	25,300	26,700	3
	26,200	27,900	3
	27,300	29,100	6
	28,400	30,300	6
	29,500	31,500	6
	30,600	32,700	6
	31,700	33,900	6
	32,800	35,100	6
	33,900		

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
定年前再任用短時間		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
再任用職員		187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正											現行											
間勤 務職 員	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額												
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	187	235	255	274	289	315	356	389	441	521												
	,70	,20	,20	,60	,70	,10	,80	,90	,00	,40												
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	基準給 料月額	円 193,60	円 204,70	円 223,20	円 244,00	円 274,70
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		0	0	0	0	0

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

備考 (略)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	再任 用職 員	193,60	204,70	223,20	244,00	274,70
		0	0	0	0	0

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

改 正									現 行									
職務 員 以 外 の 職 員									以 外 の 職 員									
定年 前再 任用	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	再任 用職 員									
短時 間勤 務職 員	円	円	円	円	円	円	円	円		253,200	257,300	273,000	288,600	305,100	319,200	377,900	409,500	
	253,200	257,300	273,000	288,600	305,100	319,200	377,900	409,500										

備考 (略)

別表第4 (第3条関係)

海事職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年 前再 任用	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
短時 間勤 務職 員 以 外 の 職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 (略)

別表第5 (第3条関係)

海事職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円

備考 (略)

別表第4 (第3条関係)

海事職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
以 外 の 職 員							
再任 用職 員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 (略)

別表第5 (第3条関係)

海事職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円

改 正							現 行								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員								
		円	円	円	円	円			215,10	229,60	231,60	253,70	282,20		
		0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		
備考 (略) 別表第6 (第3条関係) 研究職給料表							備考 (略) 別表第6 (第3条関係) 研究職給料表								
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任用職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員							
		円	円	円	円	円	円			217,50	258,70	283,50	325,90	384,40	426,10
		00	00	00	00	00	00			00	00	00	00	00	00
備考 (略) 別表第7 (第3条関係) 医療職給料表(1)							備考 (略) 別表第7 (第3条関係) 医療職給料表(1)								

改 正						現 行					
職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	再任 用職 員										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	再任 用職 員		297,400	339,900	394,200	467,400
		円	円	円	円						
		297,400	339,900	394,200	467,400						

備考 (略)

別表第 8 (第 3 条関係)

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	再任 用職 員						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料 月額	基 準 給料 月額	基 準 給料 月額	基 準 給料 月額	基 準 給料 月額	基 準 給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 (略)

別表第 8 (第 3 条関係)

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	再任 用職 員						
		188,700	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

改 正									現 行								
員									員								
備考 (略)									備考 (略)								
別表第9 (第3条関係)									別表第9 (第3条関係)								
医療職給料表(3)									医療職給料表(3)								
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任用職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
		円	円	円	円	円	円	円									
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600									
備考 (略)									備考 (略)								
別表第10 (第3条関係)									別表第10 (第3条関係)								
福祉職給料表									福祉職給料表								
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	再任用職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)		
定年前再任用		基準	基準	基準	基準	基準	基準	再任用		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800		

改 正							現 行						
前再 任用 短時 間勤 務職 員	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	用 職 員	00	00	00	00	00	00
	円	円	円	円	円	円							
	201,5	241,0	255,3	288,4	315,1	356,8							
	00	00	00	00	00	00							
備考 (略) 別表第11 (略)							備考 (略) 別表第11 (略)						

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表

〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第4条 (略) (初任給、昇給等の基準)	第1条～第4条 (略) (初任給、昇給等の基準)
第5条 (略) 2～8 (略)	第5条 (略) 2～8 (略)
9 <u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	9 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>
(削除)	(短時間勤務職員の給料月額)
第6条～第14条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員の特殊勤務手当の額)	第5条の2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第1項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>
第14条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当の額は、常勤の職員に支給する額を超えない範囲内において、人事委</u>	第6条～第14条 (略) (短時間勤務職員_____の特殊勤務手当の額)
	第14条の2 <u>短時間勤務職員_____に支給する特殊勤務手当の額は、常勤の職員に支給する額を超えない範囲内において、人事委</u>

改 正	現 行
<p>員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p>	<p>員会規則で定めるところにより算出した額とする。</p>
<p>第14条の3・第15条 (略) (時間外勤務手当)</p>	<p>第14条の3・第15条 (略) (時間外勤務手当)</p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>2 <u>短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務させた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した人事委員会規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>	<p>3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務させた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した人事委員会規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p>
<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第5項及び第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項</p>	<p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第5項及び第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の人事委員会規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同</p>

改 正	現 行
<p>_____及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第17条～第18条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>じ。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第17条～第18条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再任用職員_____に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19条の2・第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員_____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員_____ 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

改 正	現 行
<p>第20条の2 (略) (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3～5 (略) (定時制通信教育手当)</p> <p>第20条の4 定時制通信教育手当は、定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。)を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校の校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)及び教員(副校長(本務として当該高等学校の副校長の職にある者に限る。))、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)又は通信教育に従事する総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。)及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。)に支給する。</p> <p>2 定時制通信教育手当の月額は、定時制の課程を置く高等学校の職員にあつては3万4,000円(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては2万7,000円)、通信教育を行う高等学校の職員にあつては1万7,000円(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては1万3,000円)とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これらの額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第21条 産業教育手当は、農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校において実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師(常時勤務の者及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。)及び実習助手で人事委員会規則で定めるものに支給す</p>	<p>第20条の2 (略) (義務教育等教員特別手当)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員)にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3～5 (略) (定時制通信教育手当)</p> <p>第20条の4 定時制通信教育手当は、定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。)を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校の校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)及び教員(副校長(本務として当該高等学校の副校長の職にある者に限る。))、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)又は通信教育に従事する総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員)に限る。)及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。)に支給する。</p> <p>2 定時制通信教育手当の月額は、定時制の課程を置く高等学校の職員にあつては3万4,000円(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては2万7,000円)、通信教育を行う高等学校の職員にあつては1万7,000円(管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては1万3,000円)とする。ただし、短時間勤務職員)にあつては、これらの額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第21条 産業教育手当は、農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校において実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員)に限る。)及び実習助手で人事委員会規則で定めるものに支給す</p>

改 正	現 行
<p>る。</p> <p>2 産業教育手当の月額、3万8,000円を超えない範囲内で、当該職員に適用される職務の級に応じて人事委員会規則で定める額とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、それらの額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第21条の2 第8条、第9条、第9条の4及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>第22条～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>る。</p> <p>2 産業教育手当の月額、3万8,000円を超えない範囲内で、当該職員に適用される職務の級に応じて人事委員会規則で定める額とする。ただし、<u>短時間勤務職員</u>にあつては、それらの額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第21条の2 第8条、第9条、第9条の4及び第15条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>第22条～第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(給料の切替及びその切替に伴う措置)</p> <p>2 <u>昭和32年4月1日(以下「切替日」という。)</u>において切り替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、従前の例により同年3月31日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)に対応する附則別表第1から附則別表第5までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた別表第1から別表第5までに掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。</p> <p>3 <u>旧給料月額が切替表に期間の定のある旧給料月額である職員のうち、附則第5項及び附則第6項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額)をその者の切</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>替給料月額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を受ける期間（附則第5項及び附則第6項の規定により通算される期間を含む。）が昭和32年7月1日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達した者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年10月1日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第2項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。</u></p>
(削除)	<p>5 <u>第5条第4項及び第6項の規定の適用については、旧給料月額を受けていた期間（その期間が旧給料月額と従前の例によるその直近上位の給料月額との差額が700円未満である場合において6月、差額が700円以上1,500円未満である場合において9月、差額が1,500円以上である場合において12月をこえるときは、それぞれ6月、9月、12月）に3月（旧給料月額を受けていた期間が3月未満である職員で人事委員会の定めるものについては、6月）を加えた期間を切替給料月額を受ける期間に通算する。</u></p>
(削除)	<p>6 <u>職員のうち、給料月額が他との権衡を著しく失するため必要があると認められる者については、教育委員会の申出に基き知事が人事委員会の意見を聞いて定めるところにより、前項に定めるもののほか、一定の月数を切替給料月額を受ける期間に通算することができる。</u></p>
(削除)	<p>7 <u>前2項の場合において切替表に期間の定のある旧給料月額を基礎として附則第2項の規定に基き切替給料月額を決定された者については、前2項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。</u></p>
(削除)	<p>8 <u>前3項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、第5条第4項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間を</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>短縮する。</u></p> <p>9 <u>附則第6項の規定の適用を受ける職員については、その者の切替給料月額を受ける期間に通算される期間が、その者の切替給料月額及びその上位の号給についてそれぞれ給料表に掲げる昇給期間の合計期間以上である場合においては、附則第5項の規定にかかわらず、切替日においてその者の号給を切替給料月額の2号給以上上位の号給とすることができる。この場合において、その者の切替日後の最初の昇給については、前項の規定を準用する。</u></p>
(削除)	<p>10 <u>昭和26年1月1日から切替日の前日までの間において従前の例による職務の等級における最高の号俸又はこれをこえる給料月額を受けた期間を有する職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事委員会の定めるところにより、6月をこえない範囲内でその者の切替日（附則第4項の規定により給料月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における最初の昇給について、第5条第4項又は第6項に規定する昇給期間を短縮することができる。</u></p>
(削除)	<p>11 <u>附則第2項又は附則第4項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に達しない職員の当該号給に達するまでの昇給については、人事委員会規則の定めるところによる。</u></p>
(削除)	<p>12 <u>切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和32年10月30日までにおいて新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月31日までに決定することができる。この場合において、同年同月1日以降職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事委員会の定めるところにより、職員が同年9月30日において受けていた給料月額に相当する額（同年10月1日以降において新たに給料表の適用を受けることとなる職員については、人事委員会の定める額）をこの条例の規定による給料月額とみなしてこの条例を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、こ</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>の条例による給与の内払として支給する。</u></p> <p>13 <u>附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
(削除)	<p><u>(給料の調整額に関する経過規定)</u></p> <p>14 <u>従前の例により給料の調整を受ける職を占める職員で引き続き同一の職を占め第6条の規定の適用を受けるものの給料の調整額については、切替日における同条の規定による給料の調整額が切替日の前日における従前の例による給料の調整額に達しないこととなる場合には、切替日以降引き続き同一の職を占める間に限り、同条による給料の調整額が切替日の前日における従前の例による給料の調整額に達するまで、その差額を同条の規定による給料の調整額に加算した額とする。</u></p>
(削除)	<p>15 <u>職員について切替日以降昭和32年9月30日までに従前の例により既に支給された給料の調整額が第6条の規定による給料の調整額をこえている場合は、既に支給された給料の調整額は、同条の規定に基づいて支給されたものとみなす。</u></p>
(削除)	<p><u>(差額の支給)</u></p> <p>16 <u>昭和32年9月30日における従前の例による職員の給料及び勤務地手当の月額合計額（以下本項において「旧給与月額」という。）が同日におけるこの条例の規定によるその者の給料及び暫定手当の月額合計額（以下本項において「新給与月額」という。）をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（給料表の適用を異にして異動する場合その他人事委員会の定める理由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額）に達するまでその差額を手当としてその者に支給する。この場合において、その差額の支給方法については、第22条の規定を準用する。</u></p>
(削除)	<p><u>(給与の内払)</u></p> <p>17 <u>この条例の施行前に従前の例によつて既に職員に支払われた切替日以降昭和32年9月30日までの期間に係る給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>
2 (略)	18 (略)

改 正	現 行
<p>(削除)</p>	<p>(勤務時間条例に係る読替)</p> <p>19 昭和32年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間においては、第2条中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間」とあるのは「従前の例による正規の勤務時間」と、第7条第6項中「勤務時間条例第2条第4項に規定する勤務を要しない日」とあるのは「従前の例による勤務を要しない日」と、第17条第1項中「勤務時間条例第4条に規定する休日」とあるのは「従前の例による休日」と読み替えて、これらの規定を適用する。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p>	<p>20 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p> <p>(新設)</p>
<p>4 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給</p>	<p>21 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動（教育職給料表の適用を受ける職員から同表以外の各給料表の適用を受ける職員となる異動及び当該各給料表の適用を受ける職員から教育職給料表の適用を受ける職員となる異動に限る。）並びに神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）又は給与条例第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる各給料表の適用を受ける者から引き続き新たに教育職給料表の適用を受ける職員となる異動及び同項第3号に掲げる公安職給料表の適用を受ける者から引き続き新たにこの条例の適用を受ける職員となる異動（以下「給料表異動等」という。）をした者の号給を決定する場合において、第5条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給（以下「新号給」という。）が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給（この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。）を含む。以下「旧号給」という。）に達しないこととなるとき（人事委員会規則で定める場合を除く。）のその者に対する当該給料表異動等をした日における号給</p>

改 正	現 行
<p>については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p>	<p>については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、<u>当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</u></p>
<p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>22</u> (略)</p>
<p><u>6</u> <u>附則第4項</u>の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第5条第2項から第4項まで及び第5項ただし書の規定にかかわらず、<u>附則第4項</u>の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</p>	<p><u>23</u> <u>附則第21項</u>の規定により号給を決定された者の当該給料表異動等をした日から前項の規定による昇給の日の前日までの間における同一の給料表の一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給については、第5条第2項から第4項まで及び第5項ただし書の規定にかかわらず、<u>附則第21項</u>の規定に準じ、人事委員会規則の定めるところによる。</p>
<p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>24</u> (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(期末手当の特別支給)</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>25</u> <u>昭和49年度に限り、第19条の規定による期末手当のほか、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和49年神奈川県条例第41号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員に対して、施行日から起算して10日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に期末手当を支給する。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>26</u> <u>前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（第19条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から施行日までの間に</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>おけるその者の在職期間に応じて人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>27 <u>前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u> <u>(期末手当の額の特例)</u></p>
(削除)	<p>28 <u>昭和54年3月1日に在職する職員のうち、昭和53年12月に期末手当を支給され、かつ、同月1日以降引き続き在職する職員（人事委員会の定めるこれに相当する者を含む。）に係る昭和54年3月に支給される期末手当の額については、第19条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、昭和53年12月1日現在において当該職員が受けるべき給料の月額等の合計額（同条の規定により支給される期末手当（この条例に相当する条例その他の規程の規定により支給される期末手当を含む。）の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算出した額をいう。）に100分の10を乗じて得た額に、同日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合（人事委員会の定める者にあつては、人事委員会の定める割合）を乗じて得た額（当該額が期末手当額を超える場合にあつては、期末手当額）を差し引いた額とする。</u> <u>(期末手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>29 <u>平成11年3月、同年6月、同年12月及び平成12年3月に支給する期末手当の額は、第19条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の8（管理職手当を受けべき職を占める職員にあつては100分の15）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u> <u>(勤勉手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>30 <u>平成11年6月及び同年12月に支給する勤勉手当の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の8（管理職手当を受けべき職を占める職員にあつては100分の15）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>(給料月額に関する特例)</u></p> <p>31 平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</p> <p>(1) <u>管理職手当、調整手当（他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。）</u>、<u>へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当</u></p> <p>(2) <u>職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する退職手当（以下「退職手当」という。）</u></p> <p>(3) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）第3条第1項に規定する教職調整額（他の給与の算出の基礎となるものに限る。附則第34項、第41項及び第49項において「教職調整額」という。）</u></p>
(削除)	<p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p> <p>32 平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</p>
(削除)	<p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p> <p>33 平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間における管理職手当の月額額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定</p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p> <p>34 <u>平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>管理職手当、調整手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p>(3) <u>教職調整額</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>35 <u>平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の2（管理職手当を受けるべき職を占める職員にあつては、100分の4）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(管理職手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>36 <u>平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>37 <u>平成17年4月1日から平成18年3月31日ま</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>での間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料月額、第3条から第5条の2まで及び附則第22項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、調整手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>38 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、調整手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>39 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次の各号に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(1) 管理職手当、地域手当（他の給与の算出の基礎となるものに限る。以下同じ。）、へき地手当、期末手当、勤勉手当及び定時制通信教育手当</u></p> <p><u>(2) 退職手当</u></p> <p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p><u>40 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p><u>占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</u></p> <p><u>(給料月額に関する特例)</u></p> <p>41 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の職員（再任用職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地域手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p>(3) <u>教職調整額</u></p>
(削除)	<p>42 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地域手当、へき地手当、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p>
(削除)	<p><u>(給料の調整額に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>43 <u>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の3に相当</u></p>

改 正	現 行
(削除)	<p>する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</p> <p>44 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における管理職手当を受けるべき職を占める職員の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の6に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、へき地手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</p> <p>(期末手当に関する特例)</p>
(削除)	<p>45 平成21年6月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>(勤勉手当に関する特例)</p>
(削除)	<p>46 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第20条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。</p> <p>(給料月額に関する特例)</p>
(削除)	<p>47 平成31年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に同欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、</p>

改 正	現 行														
(削除)	<p><u>これらの規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>給料の調整額</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p>(3) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額（退職手当の算出の基礎となるものに限る。）</u></p> <table border="1" data-bbox="831 504 1423 728"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職務の級</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育職給料表</td> <td>3級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>4級及び5級</td> <td>100分の0.55</td> </tr> <tr> <td>学校行政職給料表</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> <tr> <td>海事職給料表(1)</td> <td>6級</td> <td>100分の0.35</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	割合	教育職給料表	3級	100分の0.35	4級及び5級	100分の0.55	学校行政職給料表	6級	100分の0.35	海事職給料表(1)	6級	100分の0.35
給料表	職務の級	割合													
教育職給料表	3級	100分の0.35													
	4級及び5級	100分の0.55													
学校行政職給料表	6級	100分の0.35													
海事職給料表(1)	6級	100分の0.35													
(削除)	<p>48 <u>前項に定めるもののほか、同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>														
(削除)	<p>49 <u>平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（再任用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料月額は、第3条から第5条の2まで並びに附則第21項及び第47項の規定にかかわらず、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定により定められる額からその100分の4（教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上である者にあつては、100分の6）に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定により定められる額とする。</u></p> <p>(1) <u>地域手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) <u>退職手当</u></p> <p>(3) <u>教職調整額</u></p> <p><u>（給料の調整額に関する特例）</u></p>														
(削除)	<p>50 <u>平成25年4月1日から同年6月30日まで及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における職員（再任用職員のうち管理職手当を受けるべき職を占める職員以外の者を除く。）の給料の調整額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の4（教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4</u></p>														

改 正	現 行								
(削除)	<p>級以上である者にあつては、100分の6)に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、地域手当、へき地手当、時間外勤務手当等基礎額、期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となる給料の調整額は、同項の規定により定められる額とする。</p> <p>(管理職手当に関する特例)</p> <p>51 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における管理職手当の月額は、第7条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(給料月額に関する特例)</p>								
(削除)	<p>52 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額は、第3条から第5条の2まで並びに附則第21項、第47項及び第49項の規定にかかわらず、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定により定められる額から、その額と同表の職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合(再任用職員にあつては、100分の4)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、第3条から第5条の2まで及び附則第21項の規定により定められる額とする。</p> <p>(1) 給料の調整額、地域手当(期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となるものに限る。)、期末手当及び勤勉手当</p> <p>(2) 退職手当</p> <p>(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項に規定する教職調整額(期末手当、勤勉手当及び退職手当の算出の基礎となるものに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="831 1995 1417 2076"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1995 948 2076">給料表</th> <th data-bbox="948 1995 1034 2076">職務の級</th> <th data-bbox="1034 1995 1198 2076">号給</th> <th data-bbox="1198 1995 1417 2076">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	割合				
給料表	職務の級	号給	割合						

改 正		現 行		
(削除)	教育職給料表	1 級	全ての号給	100分の 4
		2 級	1 号給から 47号給まで	100分の 4
			48号給	100分の 4.5
			49号給	100分の 5
			50号給	100分の 5.5
			51号給から 69号給まで	100分の 6
			70号給	100分の 6.5
			71号給	100分の 7
			72号給	100分の 7.5
			73号給から 185号給まで	100分の 7.77
		3 級	全ての号給	100分の 7.77
		4 級 及び 5 級	全ての号給	100分の 9.77
	学校栄養 職給料表	1 級 及び 2 級	全ての号給	100分の 4
		3 級	全ての号給	100分の 6
		4 級	全ての号給	100分の 7.77
		1 級 及び 2 級	全ての号給	100分の 4
	学校行政 職給料表	3 級	全ての号給	100分の 6
		4 級 以上	全ての号給	100分の 7.77
		3 級 以下	全ての号給	100分の 4
	海事職給 料表(1)	4 級 以上	全ての号給	100分の 7.77
海事職給 料表(2)		全ての の級	全ての号給 100分の 4	
(期末手当に関する特例)				
53 平成25年12月に支給する勤勉手当の額は、 第19条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、 これらの規定により定められる額からその 100分の 5 に相当する額（その額に 1 円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨てた 額）を減じた額とする。 (勤勉手当に関する特例)				

改 正	現 行
(削除)	<p>54 <u>平成25年12月に支給する勤勉手当の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(期末手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>55 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(勤勉手当に関する特例)</u></p>
(削除)	<p>56 <u>令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当（管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。）の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p><u>(特定日以後の給料の特例)</u></p> <p>8 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定により加算した額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u></p> <p><u>(附則第4項の規定により号給を決定された職員又は職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第98号）附則第3項から第5項ま</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>で若しくは第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額) とする。</u></p> <p><u>9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員</u></p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を</u></p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行						
<p><u>給料として支給する。</u></p> <p>11 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>12 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>13 <u>附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>14 <u>附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給与条例附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>15 <u>附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>附則別表第1 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の切替表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">旧給料月額</th> <th style="width: 33%;">新給料月額</th> <th style="width: 33%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> </tbody> </table>	旧給料月額	新給料月額	期間	円	円	月
旧給料月額	新給料月額	期間					
円	円	月					

改 正	現 行		
	<u>6,050</u>	<u>6,600</u>	
	<u>6,200</u>	<u>7,000</u>	6
	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	
	<u>6,600</u>	<u>7,400</u>	6
	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	
	<u>7,200</u>	<u>8,000</u>	6
	<u>7,500</u>	<u>8,000</u>	
	<u>7,800</u>	<u>8,600</u>	6
	<u>8,100</u>	<u>8,600</u>	
	<u>8,400</u>	<u>9,200</u>	6
	<u>8,700</u>	<u>9,200</u>	
	<u>9,000</u>	<u>9,800</u>	6
	<u>9,300</u>	<u>9,800</u>	
	<u>9,600</u>	<u>10,800</u>	9
	<u>10,000</u>	<u>10,800</u>	3
	<u>10,400</u>	<u>11,800</u>	9
	<u>10,800</u>	<u>11,800</u>	6
	<u>11,200</u>	<u>11,800</u>	
	<u>11,600</u>	<u>12,800</u>	6
	<u>12,100</u>	<u>12,800</u>	
	<u>12,600</u>	<u>13,800</u>	6
	<u>13,100</u>	<u>13,800</u>	
	<u>13,600</u>	<u>14,800</u>	6
	<u>14,100</u>	<u>14,800</u>	
	<u>14,600</u>	<u>15,800</u>	6
	<u>15,100</u>	<u>15,800</u>	
	<u>15,600</u>	<u>16,800</u>	3
	<u>16,300</u>	<u>17,800</u>	6
	<u>17,000</u>	<u>18,800</u>	9
	<u>17,700</u>	<u>18,800</u>	
	<u>18,400</u>	<u>19,800</u>	3
	<u>19,100</u>	<u>20,800</u>	9
	<u>19,800</u>	<u>20,800</u>	3
	<u>20,500</u>	<u>21,800</u>	6
	<u>21,200</u>	<u>22,800</u>	9
	<u>22,000</u>	<u>23,800</u>	9
	<u>22,800</u>	<u>23,800</u>	
	<u>23,600</u>	<u>24,800</u>	
	<u>24,400</u>	<u>25,800</u>	3
	<u>25,300</u>	<u>27,000</u>	3
	<u>26,200</u>	<u>28,200</u>	6
	<u>27,300</u>	<u>29,400</u>	6
	<u>28,400</u>	<u>30,600</u>	9
	<u>29,500</u>	<u>31,800</u>	9

改 正	現 行		
	30,600	31,800	
	31,700	33,300	
	32,800	34,800	3
	33,900	36,300	6
	35,300	37,800	6
	36,700	39,300	9
	38,100	40,800	9
	39,600	42,300	6
	41,100	43,800	6
	42,700	45,300	6
	44,300	46,800	3
	45,900	48,300	3
	47,500	49,800	3
	49,100	51,300	3
	50,700	52,800	3
(削除)	附則別表第2 中学校、小学校等教育職給料表 の適用を受ける職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	6,050	6,600	
	6,200	7,000	6
	6,400	7,000	
	6,600	7,400	6
	6,900	7,400	
	7,200	8,000	6
	7,500	8,000	
	7,800	8,600	6
	8,100	8,600	
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	9,800	6
	9,300	9,800	
	9,600	10,600	6
	10,000	10,600	
	10,400	11,400	6
	10,800	11,400	
	11,200	12,300	6
	11,600	12,300	
	12,100	13,300	6
	12,600	13,300	
	13,100	14,300	6
	13,600	14,300	
	14,100	15,300	6
	14,600	15,300	

改 正	現 行		
	15,100	16,300	6
	15,600	17,300	9
	16,300	17,300	
	17,000	18,300	3
	17,700	19,300	6
	18,400	20,300	9
	19,100	20,300	3
	19,800	21,300	9
	20,500	21,300	
	21,200	22,300	
	22,000	23,300	3
	22,800	24,300	6
	23,600	25,300	9
	24,400	26,400	9
	25,300	26,400	
	26,200	27,600	
	27,300	28,800	3
	28,400	30,000	3
	29,500	31,200	3
	30,600	32,400	3
	31,700	33,600	3
	32,800	34,800	3
	33,900	36,000	3
	35,300	37,200	3
	36,700	38,700	3
	38,100	40,200	3
	39,600	41,700	3
	41,100	43,200	3
	42,700	44,700	3
	44,300	46,200	
	45,900	47,700	
(削除)	附則別表第3 学校事務職給料表の適用を受ける職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	5,500	6,100	6
	5,600	6,100	
	5,700	6,300	6
	5,800	6,300	
	5,900	6,600	6
	6,050	6,600	
	6,200	7,000	6
	6,400	7,000	
	6,600	7,400	6

改 正	現 行		
	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	
	<u>7,200</u>	<u>8,000</u>	6
	<u>7,500</u>	<u>8,000</u>	
	<u>7,800</u>	<u>8,600</u>	6
	<u>8,100</u>	<u>8,600</u>	
	<u>8,400</u>	<u>9,200</u>	6
	<u>8,700</u>	<u>9,200</u>	
	<u>9,000</u>	<u>9,800</u>	6
	<u>9,300</u>	<u>9,800</u>	
	<u>9,600</u>	<u>10,600</u>	6
	<u>10,000</u>	<u>10,600</u>	
	<u>10,400</u>	<u>11,400</u>	6
	<u>10,800</u>	<u>11,400</u>	
	<u>11,200</u>	<u>12,300</u>	6
	<u>11,600</u>	<u>12,300</u>	
	<u>12,100</u>	<u>13,300</u>	6
	<u>12,600</u>	<u>13,300</u>	
	<u>13,100</u>	<u>14,300</u>	6
	<u>13,600</u>	<u>14,300</u>	
	<u>14,100</u>	<u>15,300</u>	6
	<u>14,600</u>	<u>15,300</u>	
	<u>15,100</u>	<u>16,300</u>	6
	<u>15,600</u>	<u>17,300</u>	9
	<u>16,300</u>	<u>17,300</u>	
	<u>17,000</u>	<u>18,300</u>	3
	<u>17,700</u>	<u>19,300</u>	6
	<u>18,400</u>	<u>20,300</u>	9
	<u>19,100</u>	<u>20,300</u>	3
	<u>19,800</u>	<u>21,400</u>	9
	<u>20,500</u>	<u>21,400</u>	
	<u>21,200</u>	<u>22,600</u>	6
	<u>22,000</u>	<u>23,800</u>	9
	<u>22,800</u>	<u>23,800</u>	
	<u>23,600</u>	<u>25,000</u>	3
	<u>24,400</u>	<u>26,200</u>	6
	<u>25,300</u>	<u>27,500</u>	9
	<u>26,200</u>	<u>27,500</u>	
	<u>27,300</u>	<u>28,900</u>	3
	<u>28,400</u>	<u>30,300</u>	6
	<u>29,500</u>	<u>32,000</u>	9
	<u>30,600</u>	<u>32,000</u>	
	<u>31,700</u>	<u>33,700</u>	3
	<u>32,800</u>	<u>35,400</u>	6
	<u>33,900</u>	<u>37,100</u>	9

改 正	現 行		
	35,300	37,100	
	36,700	38,800	3
	38,100	40,500	6
	39,600		
(削除)	附則別表第4 海事職給料表(1)の適用を受ける 職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	6,900	7,400	
	7,200	8,000	6
	7,500	8,000	
	7,800	8,600	6
	8,100	8,600	
	8,400	9,200	6
	8,700	9,200	
	9,000	10,000	6
	9,300	10,000	3
	9,600	10,800	9
	10,000	10,800	3
	10,400	11,800	9
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	16,800	3
	16,300	18,000	9
	17,000	18,000	
	17,700	19,200	6
	18,400	20,400	9
	19,100	20,400	3
	19,800	21,600	9
	20,500	21,600	3
21,200	22,800	9	
22,000	22,800		
22,800	24,200	6	
23,600	25,600	9	
24,400	25,600		
25,300	27,000	3	

改 正	現 行		
	26,200	28,400	6
	27,300	29,800	9
	28,400	29,800	
	29,500	31,200	3
	30,600	32,600	6
	31,700	34,200	9
	32,800	34,200	
	33,900	35,800	
	35,300	37,400	3
	36,700	39,000	6
	38,100	40,600	6
	39,600	42,200	6
	41,100	43,800	6
	42,700		
(削除)	附則別表第5 海事職給料表(2)の適用を受ける		
	職員の切替表		
	旧給料月額	新給料月額	期間
	円	円	月
	5,400	5,900	
	5,500	6,100	6
	5,600	6,100	
	5,700	6,400	6
	5,800	6,400	3
	5,900	6,400	
	6,050	6,800	6
	6,200	6,800	
	6,400	7,200	6
	6,600	7,200	
	6,900	7,600	6
	7,200	7,600	
	7,500	8,200	6
	7,800	8,200	
	8,100	8,800	6
	8,400	8,800	
	8,700	9,400	6
	9,000	9,400	
	9,300	10,200	6
	9,600	10,200	
	10,000	11,000	6
	10,400	11,000	
	10,800	11,800	6
	11,200	11,800	
	11,600	12,800	6
	12,100	12,800	

改 正	現 行		
	12,600	13,800	6
	13,100	13,800	
	13,600	14,800	6
	14,100	14,800	
	14,600	15,800	6
	15,100	15,800	
	15,600	16,800	3
	16,300	17,800	6
	17,000	18,800	9
	17,700	18,800	
	18,400	19,800	3
	19,100	20,800	9
	19,800	20,800	3
	20,500	21,800	6
	21,200	22,800	9
	22,000	23,800	9
	22,800	23,800	
	23,600	24,800	
	24,400	25,800	3
	25,300	26,800	3
	26,200	27,800	3
	27,300	28,800	3
	28,400	29,800	

別表第1（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用 短時		基準給料月額 円 234,00	基準給料月額 円 274,30	基準給料月額 円 296,60	基準給料月額 円 324,40	基準給料月額 円 405,20

別表第1（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任用職員		234,00 0	274,30 0	296,60 0	324,40 0	405,20 0

改 正						現 行									
間勤		0	0	0	0										
務職															
員															
備考 (略) 別表第2 (第3条関係) 学校栄養職給料表						備考 (略) 別表第2 (第3条関係) 学校栄養職給料表									
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級				
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円	円	円	円	再任 用職 員	(略)	円	円	円	円				
		(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	再任 用職 員									
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
		円	円	円	円			188,700	243,500	256,900	282,100				
		188,700	243,500	256,900	282,100										
備考 (略) 別表第3 (第3条関係) 学校行政職給料表						備考 (略) 別表第3 (第3条関係) 学校行政職給料表									
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円	円	円	円	円	円	再任 用職 員	(略)	円	円	円	円	円	円
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員								再任 用職 員							

改正							現行								
定年前再任用		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	再任用職員							
短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円			187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100
		187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100								

備考 (略)

別表第4 (第3条関係)

海事職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 (略)

別表第5 (第3条関係)

海事職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
短時間勤務職員		円	円	円	円	円

備考 (略)

別表第4 (第3条関係)

海事職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
以外の職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 (略)

別表第5 (第3条関係)

海事職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)	円(略)
以外の職員		円	円	円	円	円

改 正						現 行					
間勤 務職 員以 外の 職員						—					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	再任 用職 員					
	円	円	円	円	円						
	215, 10	229, 60	231, 60	253, 70	282, 20		215, 10	229, 60	231, 60	253, 70	282, 20
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
備考	(略)					備考	(略)				

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表
 〈附則第8項関係〉

改 正	現 行
第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）	第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）
第8条（略）	第8条（略）
2～4（略）	2～4（略）
5 <u>第4条の規定により任期を定めて採用された職員に対する給与条例第5条第1項並びに第11条第2項及び第3項ただし書並びに学校職員給与条例第5条第1項、第14条の2（見出しを含む。）、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書並びに第21条第1項及び第2項ただし書の規定の適用については、給与条例第5条第1項及び学校職員給与条例第5条第1項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とし、給与条例第11条第2項及び学校職員給与条例第14条の2中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とし、給与条例第11条第3項ただし書並びに学校職員給与条例第14条の2の見出し、第16条</u>	（新設）

改 正	現 行
<p><u>第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書並びに第21条第1項及び第2項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</u></p> <p>第9条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第21号）新旧対照表〈附則第9項関係〉

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第4項</u>の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第4項</u>に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第4項及び第5項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例<u>附則第4項</u>の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたものうち、同条の規定による改正後の学校職員の給</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第22項</u>の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたもののうち、同条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例<u>附則第22項</u>に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第4項及び第5項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の給与等に関する条例<u>附則第21項</u>の規定により号給を決定された者であって、当該決定の日から施行日の前日までの間引き続き同一の給料表の適用を受けていたものうち、同条の規定による改正後の学校職員の給</p>

改 正	現 行
<p>与等に関する条例附則第4項に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第8項及び第9項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>与等に関する条例附則第21項に規定する給料表異動等以外の異動により当該決定をされたもの（第8項及び第9項において「旧特例対象者」という。）の当該決定の日の前日に受けていた号給（以下この項において「旧号給」という。）の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えることとなる場合においては、なお従前の例により当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。</p> <p>7～9 （略）</p>

7 職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項の規定に基づき、地方公務員法第4条第1項に規定する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u></p> <p>_____の規定に基づき、地方公務員法第4条第1項に規定する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。</u></p> <p>(1) <u>病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師</u> 年齢<u>65年</u></p> <p>(2) <u>庁務、館内整理、病棟作業、衛生検査作業、運動場整備及び学校作業に関する業務に従事する者</u> 年齢<u>63年</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員に</u>係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該</u>職務に従事させるため <u>引き続いて勤務させることができる。</u></p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げるいずれかの事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第8条から第10条まで（第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項第3号を除く。）において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員に</u>係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該</u>職務に従事させるため <u>引き続いて勤務させることができる。</u></p>

改 正	現 行
<p>(1) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u>と認めるときは、人事委員会の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 <u>地方公務員法(以下「法」という。)第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)</u>とする。</p> <p>(1) <u>神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23</u></p>	<p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、<u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は<u>、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>号) 第2条第2項の管理職手当の支給を受ける企業職員の職及び職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)第7条の2第1項又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第7条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者の職</p> <p>(2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官の占める職(前号に該当する職を除く。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職(管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</p> <p>(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正		現 行
<p>の段階に属する職に、降任等をする事。</p> <p>2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条の見出し	他の職への降任等	特定任命
第8条第1項	任命権者	警察本部長
	法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。）	警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）
第8条第1項第1号	職員	特定地方警務官
	降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。）	特定任命
	降任等を	特定任命を
第8条第1項第2号	職員	特定地方警務官
	降任等	特定任命
第8条第1項第3号	当該職員	当該特定地方警務官
	他の職への降任等	特定任命
	管理監督職が	管理監督職（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下この号において同じ。）が

改 正		現 行	
	占める職員	占める特定地方 警務官	
	上位職職員	上位職特定地方 警務官	
	降任等をした	特定任命をした	
	降任等	特定任命	
(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)			
<p>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げるいずれかの事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きありと認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末</p>		(新設)	

改 正	現 行
<p>日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。（異動期間の延長等に係る職員の同意）</p> <p>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行
(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)	
<p>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該職員の他の職への降任等をするものとする。</p>	(新設)
(定年前再任用短時間勤務職員の任用)	(新設)
<p>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</p>	(新設)
<p>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者に相当する者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p>	(新設)
<p>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</p>	
(雑則)	
<p>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	(新設)
<p>附 則 1～7 (略)</p>	<p>附 則 1～7 (略)</p>
(定年に関する経過措置)	(新設)
<p>8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号。次項及び附則第10項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条第1号に掲げる職員の定年に係る適用を除く。）については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	(新設)

改 正	現 行																
<table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年</td> <td>64年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年	61年	3月31日まで		令和7年4月1日から令和9年	62年	3月31日まで		令和9年4月1日から令和11年	63年	3月31日まで		令和11年4月1日から令和13年	64年	3月31日まで		
令和5年4月1日から令和7年	61年																
3月31日まで																	
令和7年4月1日から令和9年	62年																
3月31日まで																	
令和9年4月1日から令和11年	63年																
3月31日まで																	
令和11年4月1日から令和13年	64年																
3月31日まで																	
<p>9 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員の定年に係る第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和11年</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年</td> <td>64年</td> </tr> <tr> <td>3月31日まで</td> <td></td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和11年	63年	3月31日まで		令和11年4月1日から令和13年	64年	3月31日まで		(新設)								
令和5年4月1日から令和11年	63年																
3月31日まで																	
令和11年4月1日から令和13年	64年																
3月31日まで																	
<p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p>																	
<p>10 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	(新設)																
<p>11 <u>警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に</u></p>	(新設)																

改 正	現 行
<p><u>達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする</u>とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第6号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <hr/> <p>(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) (6) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p>	<p>(職員の派遣) 第2条 (略) 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。) (2) (略) (3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略) (新設)</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第7号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>(県費負担教職員の派遣) 第2条 任命権者は、神奈川県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。) (次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1)～(5) (略) 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる県費負担教職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p>	<p>(県費負担教職員の派遣) 第2条 任命権者は、神奈川県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(次項に定める職員を除く。以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)を派遣することができる。 (1)～(5) (略) 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる県費負担教職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第</p>

改 正	現 行
<p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になつている県費負担教職員(人事委員会規則で定める県費負担教職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める県費負担教職員</u></p>	<p><u>1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になつている県費負担教職員(人事委員会規則で定める県費負担教職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

9 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律 (以下「育児休業法」という。)第2条第1項 の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項 から第4項までの規定により異動期間(これ らの規定により延長された期間を含む。)を 延長された管理監督職を占める職員</u> (4)・(5) (略)</p> <p>第2条の2～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略) 2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関 する条例第16条第1項及び学校職員の給与等 に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの 基準日に育児休業をしている職員(地方公務員 法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第 1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前 6箇月以内の期間において勤務した期間がある 職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給 する。</p> <p>第8条・第9条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める 職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項 から第4項までの規定により異動期間(これ らの規定により延長された期間を含む。)を 延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第11条～第16条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員 の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例 の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務をしている職員について の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関 する条例の規定の適用については、次の表の左 欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。</p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律 (以下「育児休業法」という。)第2条第1項 の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (新規)</p> <p><u>(3)・(4) (略)</u></p> <p>第2条の2～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略) 2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関 する条例第16条第1項及び学校職員の給与等 に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの 基準日に育児休業をしている職員(地方公務員 法第22条の2第1項第 1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前 6箇月以内の期間において勤務した期間がある 職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給 する。</p> <p>第8条・第9条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める 職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (新規)</p> <p>第11条～第16条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員 の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例 の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務をしている職員について の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関 する条例の規定の適用については、次の表の左 欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。</p>

改 正			現 行																																																		
(略)			(略)																																																		
(削除)			第5条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする																																																
(略)			(略)																																																		
(削除)			第11条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）第17条																																																
(略)			(略)																																																		
<p>(育児短時間勤務をしている職員についての職員の特務手当に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）第48条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)	(略)		<p>(育児短時間勤務をしている職員についての職員の特務手当に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）第48条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)	(略)																																									
地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)																																																				
(略)																																																					
地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	(略)																																																				
(略)																																																					
<p>(育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第13条の4第1項第3号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第14条の2の見出し</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>育児短時間勤務職員</td> </tr> <tr> <td>第14条の2</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常勤の職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(略)			(削除)			第13条の4第1項第3号	(略)	(略)	第14条の2の見出し	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	第14条の2	定年前再任用短時間勤務職員	(略)		常勤の職員	(略)	(略)			(削除)			<p>(育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5条第9項</td> <td>とする</td> <td>に、算出率を乗じて得た額とする</td> </tr> <tr> <td>第13条の4第1項第3号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の2</td> <td>短時間勤務職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常勤の職員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第16条第4項</td> <td>第2項</td> <td>職員の育児休業等に関する条例（平成4</td> </tr> </table>			(略)			第5条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	第13条の4第1項第3号	(略)	(略)	(新規)			第14条の2	短時間勤務職員	(略)		常勤の職員	(略)	(略)			第16条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4
(略)																																																					
(削除)																																																					
第13条の4第1項第3号	(略)	(略)																																																			
第14条の2の見出し	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員																																																			
第14条の2	定年前再任用短時間勤務職員	(略)																																																			
	常勤の職員	(略)																																																			
(略)																																																					
(削除)																																																					
(略)																																																					
第5条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする																																																			
第13条の4第1項第3号	(略)	(略)																																																			
(新規)																																																					
第14条の2	短時間勤務職員	(略)																																																			
	常勤の職員	(略)																																																			
(略)																																																					
第16条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4																																																			

改 正			現 行		
					年神奈川県条例第7号) 第19条
(略)			(略)		
第20条～第25条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の特例)			第20条～第25条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の特例)		
第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第17条の3の規定の適用については、次の表の左欄_____に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする	第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条	第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第17条	
第11条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)	再任用職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員	
第11条第3項及び第17条の3(見出しを含む。)	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員			
第17条の3	第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10	第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第17条			

改 正			現 行	
	条の2及び 第17条			
(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)			(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)	
第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例第21条の2の規定の適用については、次の表の左欄_____に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする	第8条、第9条、第9条の4及び第15条	第8条、第9条、第9条の4及び第9条の6
第14条の2の見出し、 第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、 第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	再任用職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員
第14条の2	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時間		

改 正			現 行
		勤務に伴う短時間勤務職員」という。)	
第21条の2	第8条、第9条、第9条の4及び第9条の4及び第15条	第8条、第9条、第9条の4及び第9条の6	
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部分休業の承認の請求時における勤務日数、勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>第29条～第34条 (略)</p>			<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第28条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部分休業の承認の請求時における勤務日数、勤務時間等を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>第29条～第34条 (略)</p>

10 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条（略） 第2条（略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>（2） 非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>（6） <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>3（略） 第3条～第23条（略）</p>	<p>第1条（略） 第2条（略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>（2） 非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3（略） 第3条～第23条（略）</p>

11 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第3条（略） （適用除外）</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>第5条・第6条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （適用除外）</p> <p>第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>第5条・第6条（略）</p>

12 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

新	旧
<p>(証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年神奈川県条例第8号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料(一般旅券発給手数料を除く。))を除く。)は、別表のとおりとする。</p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年神奈川県条例第8号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料を除く。)は、別表のとおりとする。</p>

13 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表
 〈本則関係〉

改 正			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1・2（略）			1・2（略）		
3 国際文化観光局関係			3 国際文化観光局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～3（略）			1～3（略）		
4 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円 <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円）</u>	4 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円
5（略）			5（略）		
（削除）			6 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	一般旅券査証欄増補手数料	500円
6～11（略）			7～12（略）		
4～7（略）			4～7（略）		
8 県土整備局関係			8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～48の2（略）			1～48の2（略）		
49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)（略） (2)（削除）	49 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び51の項に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)（略） (2) <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の場合（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び次項において「申請戸数」という。）の区分に応</u>

改 正			現 行		
					<p>じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>申請戸数が1戸の共同住宅等</u> 3万4,000円</p> <p>イ <u>申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等</u> 6万9,000円</p> <p>ウ <u>申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 9万7,000円</p> <p>エ <u>申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 14万円</p> <p>オ <u>申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 20万円</p> <p>カ <u>申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 28万円</p> <p>キ <u>申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> 38万円</p> <p>ク <u>申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> 50万円</p> <p>ケ <u>申請戸数が300戸を超える共同住宅等</u> 59万円</p>
		<p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p>			<p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。）の審査を要しない場合にあっては、次</p>

改正			現行		
		<p>ア <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p>			<p><u>のア及びウに掲げる建築物の部分</u>の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア <u>共同住宅等の住宅部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(ケ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 非住宅部分 <u>(建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。)</u> 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p>
50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1) (略) (削除)	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>共同住宅等の住宅部分の場合(住宅部分のみの申請をする場合に限る。)</u> 次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>申請戸数が1戸の共同住宅等</u> 4,900円</p> <p>イ <u>申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等</u> 9,600円</p> <p>ウ <u>申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 1万6,000円</p> <p>エ <u>申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 2万7,000円</p> <p>オ <u>申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同</u></p>

改 正			現 行		
規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）		<p>(2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 共同住宅等の<u>住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（ケ）（略） イ・ウ（略）</p>	規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）		<p>住宅等 4万5,000円 カ 申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 8万1,000円 キ 申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 13万円 ク 申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 16万円 ケ 申請戸数が300戸を超える共同住宅等 17万円</p> <p>(3) 一の建築物の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。） 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア及びウに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 共同住宅等の<u>住宅部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（ア）～（ケ）（略） イ・ウ（略）</p>
51 (略)			51 (略)		
52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住戸の部分</u>の場合（<u>住戸の部分</u>のみの申請をする場合に限る。） 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び次項において「変更申請戸数」という。）の区分に応じ、</p>	52 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住宅部分</u>の場合（<u>住宅部分</u>のみの申請をする場合に限る。） 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の変更の認定について同時に申請された住戸の数（以下この項及び次項において「変更申請戸数」という。）の区分に応じ、</p>

改 正			現 行		
<p>する場合を除く。)</p>		<p>それぞれ次に定める金額 ア～ケ (略)</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に住戸の部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 新たに追加する<u>共同住宅等の住戸の部分</u>、共用部分又は非住宅部分 <u>49の項(2)</u>の規定の例により算定した金額（この場合において、<u>同項(2)</u>中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>	<p>する場合を除く。)</p>		<p>それぞれ次に定める金額 ア～ケ (略)</p> <p>(3) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。次項において同じ。）の場合（同時に<u>住宅部分</u>の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）について、次に掲げる建築物の部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分）の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住宅部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 新たに追加する<u>共同住宅等の住宅部分</u>、共用部分又は非住宅部分 <u>49の項(3)</u>の規定の例により算定した金額（この場合において、<u>同項(3)</u>中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。）</p>
<p>53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の</p>	<p>変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住戸の部分</u>の場合（<u>住戸の部分</u>のみの申請をする場合に限る。）次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>53 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の</p>	<p>変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の<u>住宅部分</u>の場合（<u>住宅部分</u>のみの申請をする場合に限る。）次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改 正			現 行		
認定の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの限り、51の項に該当する場合を除く。)	けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア～ケ (略) (3) 一の建築物の場合(同時に住戸の部分の申請をする場合を含む。) 当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分(共用部分の審査を要しない場合)にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の <u>住戸の部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略) イ・ウ (略) エ 新たに追加する共同住宅等の住戸の部分、共用部分又は非住宅部分 <u>50の項(2)</u> の規定の例により算定した金額(この場合において、 <u>同項(2)</u> 中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。)	認定の申請に対する審査(変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの限り、51の項に該当する場合を除く。)	けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア～ケ (略) (3) 一の建築物の場合(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。) 当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる建築物の部分(共用部分の審査を要しない場合)にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分)の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額 ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の <u>住宅部分</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(ケ) (略) イ・ウ (略) エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分 <u>50の項(3)</u> の規定の例により算定した金額(この場合において、 <u>同項(3)</u> 中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」とする。)
54～66 (略)			54～66 (略)		
9 教育委員会関係			9 教育委員会関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～6 (略)			1～6 (略)		
7 教育職員免許法第5条第1項若しくは第16条第1項の規定に基づく普通免許	教育職員免許状授与証明書交付手数料	1通につき 400円	(新設)		

改 正		現 行		
状の授与、同 法第5条第 2項の規定 に基づく特 別免許状の 授与又は同 条第5項の 規定に基づ く臨時免許 状の授与に 関する証明 書の交付				
8～10 (略)		7～9 (略)		
10・11 (略)		10・11 (略)		

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表
 〈附則第6項関係〉

改 正		現 行																			
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																			
1 (略)		1 (略)																			
2 手数料		2 手数料																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 (略) (削除)</td> <td>神奈川県手数料条例第 2条</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8～32 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	根拠規定	1～6 (略)		7 (略) (削除)	神奈川県手数料条例第 2条	(略)		8～32 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 (略) <u>一般旅券査証欄増 補手数料</u> (略)</td> <td>神奈川県手数料条例第 2条</td> </tr> <tr> <td>8～32 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	根拠規定	1～6 (略)		7 (略) <u>一般旅券査証欄増 補手数料</u> (略)	神奈川県手数料条例第 2条	8～32 (略)		
名称	根拠規定																				
1～6 (略)																					
7 (略) (削除)	神奈川県手数料条例第 2条																				
(略)																					
8～32 (略)																					
名称	根拠規定																				
1～6 (略)																					
7 (略) <u>一般旅券査証欄増 補手数料</u> (略)	神奈川県手数料条例第 2条																				
8～32 (略)																					

14 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）新旧対照表
 〈第1号関係〉

改 正	現 行
第1条（略） （給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。）を除く。）及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2（略） 第3条～第5条（略）	第1条（略） （給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。）を除く。）及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2（略） 第3条～第5条（略）

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表
 〈第2号関係〉

改 正	現 行
第1条～第48条（略） （短時間勤務職員の特殊勤務手当の額） 第48条の2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当の額は、常勤の職員に支給する額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。 第48条の3～第50条（略）	第1条～第48条（略） （短時間勤務職員の特殊勤務手当の額） 第48条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給する特殊勤務手当の額は、常勤の職員に支給する額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。 第48条の3～第50条（略）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）新旧対照表
 〈第3号関係〉

改 正	現 行
第1条（略） （定義） 第2条（略） 2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長（これに相当する者を含む。）、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時	第1条（略） （定義） 第2条（略） 2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長（これに相当する者を含む。）、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時

改 正	現 行
間勤務の職を占める職員に限る。) 、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。 第3条～第7条 (略)	間勤務の職を占める職員に限る。) 、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。 第3条～第7条 (略)

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神奈川県条例第11号）新旧対照表
〈第4号関係〉

改 正	現 行
第1条 (略) (任命権者の報告) 第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。 (1)～(11) (略) 第3条～第6条 (略)	第1条 (略) (任命権者の報告) 第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。 (1)～(11) (略) 第3条～第6条 (略)